県民コメント制度に基づく結果の公表について
（「埼玉県５か年計画大綱」及び「４計画の一部変更（案）」）

埼玉県では、５年ごとに県政運営の基礎となる５か年計画を策定しています。

現行計画の計画期間（令和４年度～令和８年度）が本年度で終了することから、現在、令和９年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。

施策の検討にあたって、令和８年７月８日（水）～令和８年８月７日（金）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県５か年計画大綱」及び「４計画の一部変更（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、２７４件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

１　意見募集期間

令和８年７月８日（水曜日）～令和８年８月７日（金曜日）

２　意見の提出者数

８４者（７７人、７団体）

３　意見の件数と反映状況

区分	意見件数
Ａ：意見を反映し、案を修正したもの	2
Ｂ：既に案で対応済みのもの	60
Ｃ：案の修正はしないが、実施段階で参考にするもの	55
Ｄ：意見を反映できなかったもの	74
Ｅ：その他	83
合計	274

４　問い合わせ先

〒３３０－９３０１ 埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

埼玉県企画財政部計画調整課　計画・地方創生担当

ＴＥＬ　０４８－８３０－２１４１（直通）

E-mail　a2130-02@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県５か年計画大綱」及び「４計画の一部変更（案）」に対する御意見と県の考え方

1　意見募集期間
　令和８年７月８日（水曜日）～令和８年８月７日（金曜日）
2　意見の提出者数
　８４者（７７人、７団体）
3　意見の件数と反映状況

区分	意見件数
A：意見を反映し、案を修正したもの	2
B：既に案で対応済みのもの	60
C：案の修正はしないが、実施段階で参考にするもの	55
D：意見を反映できなかったもの	74
E：その他	83
合計	274

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	流山市の例を参考に、日本人子育て世帯への手厚い施策と市町村支援で日本人人口増加に転じる可能性がある。また、県の合計特殊出生率には外国人も含まれているが、産科医療が逼迫している現状を踏まえ、日本国憲法のもとで日本人が安心・安全に出産・育児ができる施策であるかどうか慎重な検討が必要である。	こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会を目指し、施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」において、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に取り組んでまいります。 また、施策14「地域医療体制の充実」及び施策15「医師・看護師確保対策の推進」において周産期医療体制の強化や産科・小児科医師の確保、助産師の活用の推進に取り組んでまいります。	D
2	SNS時代の県政の情報発信姿勢について猛省すべき。 特に、犯罪情報の発表において、犯人特定に必要な要素を差別理由で隠蔽することなく、善良な一般人と犯罪者の区別、犯人特定に必要な情報を提供すべき。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
3	総論の将来像2において「多様性が十分に尊重されず、差別や偏見、誹謗中傷等の問題が生じている」とあるが、日本は他国比で差別が少なく、むしろいじめ隠蔽や特定宗教への公費を投じた配慮が問題であり、アレルギーや障害など、個人の選択外の要素で負担のある児童生徒や家庭への医療支援等の十分な配慮が行われるべき。	多様性の尊重と平等の実現を全ての施策を貫く基本姿勢としています。 県内で暮らす全ての人が、性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などかかわらず、地域社会の一員として安心して暮らし、活躍できる環境を整えることが重要であると考えています。 障害等の負担を抱える家庭への支援については、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」における特別支援教育の推進や医療的ケアの充実等を通じて、適切な学習環境の確保と必要な配慮・支援に努めてまいります。	D
4	外国人受入れを前提とした政策を見直すとともに、外国人増加の影響を検証・公表し、日本国民の安全、日本人の賃金向上、労働環境の改善、子育て支援、若い世代が安心して結婚・出産できる社会づくりを最優先にすべき。	県では、特定の国籍等に限定することなく、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり、子育てしやすい環境づくり、就業支援と雇用環境の改善などに取り組んでまいります。	D
5	多文化共生施策に加えて、外国人に対する日本語教育、日本の法令・文化・生活習慣の理解促進及び遵守の徹底を計画に明記してほしい。	地域における具体的な生活ルールの周知や日本語教室の運営は市町村が中心となって取り組んでおり、県は広域的な立場からこれを支援しています。具体的には、日本の生活に関する共通の基本事項をまとめた多言語の生活ガイドを作成するとともに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。	B
6	多文化共生施策に加えて、外国人による事件・犯罪については、適正な通訳体制等を整備した上で、国籍を問わず厳正かつ公平に法執行を行うことを計画に明記してほしい。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 通訳体制の整備等についての御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
7	多文化共生施策に加えて、外国人の受入れ企業・監理団体等に対し、生活支援だけでなく法令遵守や地域との共生について責任を負わせることを計画に明記してほしい。	外国人労働者の雇用管理について、生活指導等は労働施策総合推進法に基づく国の指針により、事業主の責務と定められています。 また、監理団体は、技能実習法に基づき、技能実習の実習監理を行う団体であり、これらの法令に基づく指導・監督権限は国にあります。 県としては、事業主に対し、法令遵守など適切な雇用に関する情報提供を行ってまいります。	E
8	治安悪化や地域住民被害が生じている地域について、県・警察・市町村の連携による重点的対策を計画に明記してほしい。	施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」における「国際化する犯罪などへの対応力、初動捜査の強化」や「地域との連携による防犯活動」などに取り組む中で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
9	多文化共生施策に加えて、地域社会で適切に管理できない規模まで外国人を受け入れないことを基本方針として明記してほしい。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県におきましては、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	E
10	多文化共生の支援だけでは県民の安心は得られない。外国人も地域住民も安心して暮らせる埼玉県を実現するためには、「共生」と同時に「法令遵守」「安全」「管理責任」を計画に明確に位置付けてほしい。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 外国人労働者の雇用管理について、生活指導等は労働施策総合推進法に基づく国の指針により、事業主の責務と定められています。 また、監理団体は、技能実習法に基づき、技能実習の実習監理を行う団体であり、これらの法令に基づく指導・監督権限は国にあります。 県としては、事業主に対し、法令遵守など適切な雇用に関する情報提供を行ってまいります。	E

11	外国人の増加に伴い、地域の治安悪化や生活不安を感じており、こどもの安全が心配である。「外国人が日本一暮らしやすい埼玉」にするのではなく、「最低限日本人が不安や恐怖なく暮らせる埼玉」を掲げ、そのための5か年計画を策定してほしい。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 一方で、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	D
12	時代の潮流で高齢者の労働について記述していますが、定量指標がありません。「65歳以上の就業率」を政策指標として追加し、全国・首都圏水準との比較で目標設定してほしい。	「65歳以上の就業率」については施策29「高齢者の活躍支援」の施策指標（KPI）として設定しております。 なお、第1編「総論」は、本県を取り巻く時代の潮流や本県の目指す未来、計画を推進するための基本姿勢など、計画全体の基本的な方向性を示すものです。一方、政策指標（KGI）及び施策指標（KPI）は、具体的な政策及び施策の進捗状況を分かりやすく、かつ客観的に示すため、第2編「政策」において、9つの政策ごとに政策指標（KGI）を、51の分野別施策ごとに施策指標（KPI）を設定することとしております。	B
13	時代の潮流にて、冬季強風「空っ風」による火災延焼拡大、農作物被害、健康影響のリスクを明記し、飛砂防止・防風林・火災予防の観点をP18に追加してほしい	第1編「総論」の「時代の潮流」は、本県を取り巻く社会経済情勢のうち、県政に中長期的かつ広範な影響を及ぼすものを示しており、個別の気象現象を網羅的に記載するものではありません。強風を含む気象災害への対応については、気候変動の影響による風水害の激甚化・頻発化という大きな潮流を示します。	D
14	東北本線沿線の県東部・北部には新幹線アクセス拠点が乏しい。久喜・蓮田・白岡周辺に新幹線新駅増設を検討する旨をP23に位置づけ、東京への通勤圏を拡張してほしい。	第1編「総論」における「埼玉県の強み」は、本県が現に有する強みを客観的な事実に基づき示すものであり、将来に向けた個別の施策や構想を記載するものではありません。このため、新幹線新駅の増設については記載しておりません。	D
15	渋沢MIXはイノベーション創出拠点と位置づけられていますが、実態との乖離がある可能性があります。成果は、利用者数・交流件数でなくアウトカム指標で測定し、スタートアップ時価総額、営業利益、上場（IPO）件数、付加価値創出額をKPIとして設定してほしい。	施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」を実施する中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
16	P26の無形文化財・地域資源の列挙に、久喜市の鷲宮神社とアニメ聖地巡礼発祥地としての価値、および土師一流催馬楽神楽（国の重要無形民俗文化財）を追加してほしい。	各地域の市町村などと連携し、産業、自然、文化など特徴的な資源や環境を生かし、創意工夫して個性豊かで多彩な地域づくりに取り組むことが重要と認識しております。このため、各地域における特色ある地域資源につきましては、第3編　「地域別施策」の「①地域の概要」や「③地域づくり方向性」に記載をして取り組んでまいります。ご提案の内容につきましても、地域別施策の主な取組「埼玉古墳群など地域資源を活用した観光振興や、多彩なツーリズムの促進支援」を実施する中でいただいたご意見を参考にさせていただきます。	B
17	P29の医療提供体制の記述に、院内感染者・非感染者の動線分離、ゾーニング、陰圧空調分離、平時病床の有事転用デュアルユース設計を明記してほしい。	第１編「総論」における「将来像」は、本県が目指す未来の姿を示すものであり、医療機関における感染症への対応方法や施設・設備の具体的な整備手法を記載するものではありません。このため、御提案のゾーニング、独立動線、陰圧空調の分離、病床のデュアルユース設計等については、将来像には記載しないこととします。	D
18	P31の成長方向性に「実質経済成長率＞想定インフレ率」を明示し、1人当たり実質付加価値を補助指標として管理してほしい。	第1編「総論」は、本県を取り巻く時代の潮流や本県の目指す未来、計画を推進するための基本姿勢など、計画全体の基本的な方向性を示すものです。 一方、政策指標（KGI）及び施策指標（KPI）は、具体的な政策及び施策の進捗状況を分かりやすく、かつ客観的に示すため、第2編「政策」において、9つの政策ごとに政策指標（KGI）を、51の分野別施策ごとに施策指標（KPI）を設定することとしております。	D
19	施策4のKPI「床上浸水被害の解消が想定される家屋数」を「解消家屋数の割合」に改めるべき。	政策１のKGIについては、治水対策の成果を示す数値として、床上浸水被害の解消が想定される家屋数を棟数で示しております。	D
20	FEMA訓練の参加機関数を「参加機関数の割合」に改め、100%に近づけることを目標として未参加機関の是正につなげることを提案します。	政策1「災害や危機に強い体制を構築する」の政策指標「埼玉版FEMAプロトコールで定めるフォーマットの活用機関数」では全ての市町村、消防本部に加え、指定公共機関（地方含む）や主な災害時応援協定締結機関等がフォーマットを活用することを目指し、目標値を設定しております。埼玉県の災害対応力を向上するために必要な機関を計上しております。	B
21	戦略的インフラマネジメントの重要度評価を10段階程度の連続スコアに改め、2050年の人口動態を組み込んだAI解析を行い、立地適正化計画との連動と居住誘導区域への移住促進を施策45に明記すべき。	次期5か年計画では、施策単位での取組の進捗状況を定量的に評価するものを施策指標（KPI）として設定しており、施策2「戦略的なインフラマネジメントの推進」で掲げる取組の進捗状況を評価する指標として「最優先管路更新工事実施延長」や「老朽化対策が完了する橋りょう数」等を設定しております。指標設定した取組については、ファシリティマネジメント（県有資産を重要な経営資源と捉え、質・量・コストの最適化を図ることを目的として、総合的かつ長期的な視点で県有資産の経営管理を行う考え方）を導入した県有資産総合管理方針に沿い定めた長期保全計画等に基づいて計画的に取り組んでまいります。	B
22	上下水道・橋梁の老朽化対策を進捗率で示し、橋梁は重要度別対策完了率をKPIとし、内水氾濫に「保水量÷推定内水量の割合」を新KPIとして導入すべき。	「最優先管路更新工事実施延長」における更新すべき最優先管路の総延長につきましては、目標の根拠の欄に「優先評価に基づき、令和２９年度までに約１５０Kmの管路を更新（整備）する予定」と記載をしており、更新（整備）が完了した実績値によりその進捗状況を把握することが可能であると認識しております。 「老朽化対策が完了する橋梁数」につきましては、目標の根拠の欄に「「埼玉県橋りょう保全計画」における令和９年度から令和１３年度までの5 年間で予定している橋りょう数（246 橋）」と記載しており、橋りょうの老朽化対策として長寿命化が必要な橋梁を同計画内で定め、計画的な更新により安全性の確保を図ってまいります。 河川整備の進捗が内水氾濫の軽減にも寄与することから、河川整備が完了した河川の延長を実数として示しております。 また、浸水被害の軽減のため、市町村が行う雨水管や貯留管など下水道施設の整備を引き続き支援してまいります。	B
23	施策3について、建物ストックの質から被害を縮減するための指標が不足しているため、①旧耐震基準建物の割合、②緊急車両が時間内到達できる建物の割合、③所有者・管理者不明建物の割合の3指標を追加すべき。	施策3「大地震に備えたまちづくり」では、県の施策の進捗状況を定量的に評価する施策指標（KPI）として「要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率」を設定しております。本施策において、大規模な民間建築物の耐震化支援をはじめ、土地区画整理事業、市街地再開発などに取り組んでまいります。	D
24	施策4のKPI「河川整備が完了した延長」を「完了延長の割合」に改め、進捗率を可視化すべき。	河川整備の進捗を示す数値として、河川整備が完了した河川の延長をｋｍで示しております。	B

25	施策6に①サイバー犯罪対応専門家の配置人数と配置率、②発生件数と違法通信検知件数を指標として追加し、多面的に評価すべき。	政策２「暮らしの安全・安心を確保する」の最終的な目標を定量的に評価する政策指標（KGI）として「人口1,000人当たりの刑法犯認知件数」を、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」の取組の進捗状況を定量的に評価する施策指標（KPI）として「警察官100人当たりの検挙件数」を設定しています。これらの指標により、サイバー犯罪を含む犯罪情勢及び捜査活動の進捗を総合的かつ客観的に評価することとしているため、施策指標の見直しは行いません。	D
26	施策13「介護人材の確保・定着対策の推進」にKPIとして「介護人材の平均所得」を新設し、全産業平均との比と全国との比較を併記し、所得と定着率・離職率を対で管理すべき。	介護職員の給与や処遇の改善などの経済的支援については、国が介護報酬等の制度設計において全国一律で対応すべきものであると考え、県としても国に対して必要な要望等を行っております。 また、施策13「介護人材の確保・定着対策の推進」の施策指標として、「介護職員数」を設定しており、その実績把握を通じて、介護人材の確保・定着対策の推進の進捗について把握することができます。 そのため、施策指標の見直しは行いませんが、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
27	政策4「こどもまんなか社会を実現する」、施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」のKGI/KPIに「合計特殊出生率」を明示的に追加し、試算①シナリオを政策目標として、婚姻数・希望出生率とのギャップを補助指標として併記すべき。	政策4「こどもまんなか社会を実現する」において、国の「こども大綱」の策定を踏まえ、同大綱との整合性を図るとともに、国と一体となって施策を推進する観点から、全国との比較が可能で、結婚、妊娠、こども・子育ての希望の実現度合いを総合的に測ることができる目標として政策指標（KGI）「『結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている』と思う人の割合」設定しております。そのため、施策指標の見直しは行いません。	D
28	施策18「子育てしやすい環境づくり」のKPIに「共同住宅における専有面積135㎡以上住戸の割合」と「共同住宅におけるサービスアパートメント住戸割合」を新設し、ゆとりある住宅供給を可視化して、転入世代の定住化につなげてほしい。	施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」に基づき、子育てしやすい住宅の普及促進や三世代同居や近居の促進を実施しているため、施策指標の見直しは行いません。	D
29	施策21「確かな学力と自立する力の育成」のKPIに「修士号・博士号取得者数の割合」（対人口または対就業者）を新設し、高度人材の育成・定着を可視化すべき。	施策21「確かな学力と自立する力の育成」において、探究心や創造性に優れた理数系・技術系人材を育成するとともに、施策39「企業の人材確保・育成」において、県内中小企業の即戦力人材の確保を支援してまいります。 修士号・博士号取得者の割合については、高度人材の県内への定着状況や県の施策による成果を直接的に示すものではないことから、施策指標の見直しは行いません。	D
30	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」のKPIに「教職員の平均残業時間」と「教職員の平均年間休日出勤日数」を新設し、逓減を目標化し、教育の質と労働環境を対で管理すべき。	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、県の基本方針に基づいた「学校の働き方改革」に取り組んでいます。県の「学校における働き方改革基本方針」においては、「時間外在校等時間について、月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%にすること」を目標として掲げており、取組にあたっては、システム等による客観的な在校等時間の把握などにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、教員の労働環境の改善を図ることから、施策指標の見直しは行いません。	D
31	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」のKPIに①「書面による手続きが必要な手続き業務の割合」（行政手続きのデジタル完結率の裏指標）、②「現金による支払いが必要な決済の割合」（キャッシュレス化の進捗）、③「行政機関内にて印刷した紙資料の総枚数」（ペーパーレス化の実測）の3指標を新設し、逓減を目標化してほしい。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の施策指標として、「県行政手続のオンライン利用率」及び「デジタルを活用した業務プロセス改革で効率化した業務の数」を設定しており、その実績把握を通して、DXの推進の進捗について把握することができることから、施策指標の見直しは行いません。	D
32	政策7「持続的で生産性の高い地域経済を実現する」のKPIに「生産年齢県民人口1人当たり平均可処分所得額」（実質値）を新設し、県民ウェルビーイングの向上を管理してほしい。	政策7「持続的で生産性の高い地域経済を実現する」では、「県内就業者1人当たりの労働生産性」をKGIとして設定しています。「生産年齢県民人口1人当たりの平均可処分所得額」は、県民の生活水準や経済的な豊かさを把握する上で参考となる指標と考えますが、税・社会保障制度や世帯構成など、県の施策以外の様々な要因の影響を受けることから、施策単位での取組の進捗状況を定量的に評価する施策指標（KPI）に設定することは考えておりません。	D
33	施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」のKPIに「渋沢MIXを通じたプレシード・シード期スタートアップへの補助金・エクイティ投資金額」を新設し、投資額と成果の費用対効果を検証してほしい。	施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」を実施する中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
34	施策40「観光の振興」のKPIに「県内に宿泊した外国人観光客延べ日数（延べ宿泊者数）」と「宿泊者単価」を新設し、滞在型観光への転換と消費規模を可視化してほしい。	施策40「観光の振興 」を実施する中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
35	施策41「農業の担い手育成と生産基盤の強化」・施策42「収益力のある農業の確立と環境負荷低減の推進」のKPIに①「農業事業者あたりの耕地面積」（担い手への農地集積・規模拡大の可視化）と②「県内の農地における耕作放棄地面積の割合」（農地の遊休化抑制の可視化）を新設し、農地集積と遊休化抑制を可視化してほしい。	施策41「農業の担い手育成と生産基盤の強化」において、指標として「担い手への農地集積率」を設定しており、担い手への農地集積の進捗を把握することとしています。 本指標の実績把握を通じて、規模拡大に係る状況の把握に努めてまいります。 また、本計画の下位に位置づけられる個別計画においては、「遊休農地解消・活用面積」を指標として設定しており、遊休農地の解消・活用の進捗を把握することとしています。 そのため、施策指標の見直しは行いませんが、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
36	施策45「住み続けられるまちづくり」のKPIに「県内における第一種市街地再開発の準備組合／組合の数」を新設し、老朽ストック更新と拠点集約の進捗を可視化してほしい。	施策45「住み続けられるまちづくり」において、持続可能なまちづくりとして「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を市町村や民間企業などとともに取組んでまいります。	D
37	施策47「カーボンニュートラルの推進」のKPIに①消費電力に占める再エネ割合と②生産電力に占める再エネ割合を分けて新設し、両指標を対で管理してほしい。	施策47「カーボンニュートラルの推進」については取組の進捗を把握するため施策指標として「大規模事業所におけるCO_2排出量削減率」「家庭における１人当たりの年間エネルギー使用量」を設定しています。 再生可能エネルギーの普及拡大の状況につきましては、個別計画である「埼玉県地球温暖化対策実行計画」において管理しているため、施策指標の新設は行いませんが、頂いた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
38	施策47「カーボンニュートラルの推進」のKPIに「県内の建物全体に占める、一定の省エネ性能を持つ建物の割合」を新設し、既存を含む全建物ストックで測定し、ZEH/ZEB水準を指標としてほしい。	個別計画である「埼玉県地球温暖化対策実行計画」に基づき、既存建物のエコオフィス化支援、家庭用省エネ設備の導入支援、エコリフォームの普及促進などを実施してまいります。	D
39	施策49「ネイチャーポジティブの推進」のKPIに「面積 1ha以上・樹冠被覆率30%以上のまとまった樹林（森林）に、徒歩10分（約800m）以内でアクセスできる住民の割合」を新設し、身近な緑へのアクセス公平性を可視化してほしい。	施策49「ネイチャーポジティブの推進」に基づき、県条例による緑化計画届出制度の推進等の「身近な緑の創出」に取り組み、誰もが身近に緑とふれあう機会を推進してまいります。 なお、個別計画である「埼玉県環境基本計画」、「埼玉県生物多様性保全戦略」では「身近な緑の創出面積」を指標として管理しています。	D

40	多文化共生施策の推進について、治安維持・法令遵守の徹底が十分に機能しているとは言えない状況であることから、法治国家の前提である法執行の実効性が確立されるまで新規拡大を見送ることを求める。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。	D
41	多文化共生関連施策（外国人住民の受け入れ拡大、生活支援の充実等）の新規予算措置・体制拡大を、治安維持の具体的改善が数値で確認されるまで凍結することを求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、警察活動の基盤や捜査体制を強化し、国籍にかかわらず法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 また、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	D
42	県が県警・入管庁・市町村と連携し外国人関連違反への対応実績を定期検証・公表し、安全で安心な社会の実現後に多文化共生施策を段階的に検討する順序を大綱に明記することを求める。	県民の皆様が安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、警察活動の基盤や捜査体制を強化し、国籍にかかわらず法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
43	県が国（法務省・入管庁）に対し、重大法令違反者への送還手続き実効性強化を要望し、在留管理制度課題への国への働きかけを大綱に明記することを求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。	E
44	大綱の「多様性の尊重」実現について、法治国家の基盤確立を前提条件として明記し、現状認識と施策の優先順位を再検討することを求める。	埼玉県の目指す３つの将来像の一つとして「安全で安心な社会」を掲げ、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、警察活動の基盤や捜査体制の強化に取り組むこととしております。また、基本姿勢である「多様性の尊重と平等の実現」におきましては、性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての県民が個人として尊重され、必要とする支援やサービスを受け、社会に平等に参画できる機会を得て、安心して暮らせる状態であるウェルビーイングの実現を目指すこととしております。このため、安全・安心の確保と多様性の尊重を段階的に位置付けるのではなく、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けてこれらの取組を着実に進めてまいります。	D
45	外国人犯罪が増加傾向であることや、警察・入管の対応が不足しているため、犯罪被害実態調査の実施、常時多言語通訳配置、警察官増員、国外退去手続強化等の具体的対策を求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、警察活動の基盤や捜査体制を強化し、国籍にかかわらず法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	E
46	本計画について、東京都の広域戦略と整合し、緑・水辺の質による差別化を新規居住者獲得と現居住者定住化の梃子として明記することを求める。	６（４）国、他都道府県との連携の項目の中で、東京都を含めた一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）との連携や協働した対応の重要性について記載をしており、広域的な連携のもとに効果的に取組を進めてまいります。	B
47	施策4「治水・治山対策の推進」・施策50「恵み豊かな川との共生」に、荒川・利根川流域の治水費用分担ルール、都県共同基金、常設流域治水協議体の創設を国・東京都に働きかけることを明記すべき。	施策4「治水・治山対策の推進」において、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う流域治水の取組を進めております。あらゆる関係者の中には国や東京都、市区町村も含まれており、各流域ごとにハード・ソフト一体となった多層的な対策を進めてまいります。	D
48	広域TDR（広域受益連動型の開発権移転）と流域治水特区創設を国・東京都に働きかけることを施策4「治水・治山対策の推進」・施策50「恵み豊かな川との共生」・施策45「住み続けられるまちづくり」・施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」に明記し、治水投資と下流開発利益の連結で防災と市場メカニズムの先進モデルを構築すべき。	施策4「治水・治山対策の推進」において、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う流域治水の取組を進めております。あらゆる関係者の中には国や東京都、市区町村も含まれており、各流域ごとにハード・ソフト一体となった多層的な対策を進めてまいります。	D
49	利根地域の地域資源として、鷲宮神社の歴史的重要性と土師一流催馬楽神楽を明記し、施策31「地域の魅力創造発信」・施策40「観光の進行」と連動させた活用を求める。	各地域の市町村などと連携し、産業、自然、文化など特徴的な資源や環境を生かし、創意工夫して個性豊かで多彩な地域づくりに取り組むことが重要と認識しております。このため、各地域における特色ある地域資源につきましては、第3編　「地域別施策」において、「①地域の概要」や「③地域づくり方向性」に記載をし取り組んでまいります。 ご提案の内容につきましても、地域別施策の主な取組「埼玉古墳群など地域資源を活用した観光振興や、多彩なツーリズムの促進支援」を実施する中でいただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
50	利根地域について「アニメ聖地巡礼発祥の地」としての価値を明記し、鷲宮神社・権現堂堤を核とした周遊・滞在型誘客で、聖地巡礼による来訪動機を最大活用すべき。	各地域の市町村などと連携し、産業、自然、文化など特徴的な資源や環境を生かし、創意工夫して個性豊かで多彩な地域づくりに取り組むことが重要と認識しております。このため、各地域における特色ある地域資源につきましては、第3編　「地域別施策」において、「①地域の概要」や「③地域づくり方向性」に記載をし取り組んでまいります。 ご提案の内容につきましても、地域別施策の主な取組「埼玉古墳群など地域資源を活用した観光振興や、多彩なツーリズムの促進支援」を実施する中でいただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
51	利根地域では、アニメ聖地としての集客力を地域での消費・滞在・定住につなげる観光基盤が不足しているため、宿泊施設や飲食・物販・体験拠点の整備（施策40「観光の振興」・施策31「地域の魅力創造発信」・施策45「住み続けられるまちづくり」）、若手事業者・起業家の育成・誘致（施策38「変化に向き合う中小企業・小規模事業者への支援」・施策39「企業の人材確保育成」・施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致」、渋沢MIXのスタートアップ支援の地域観光ビジネスへの波及）、鷲宮神社と権現堂堤を核とする広域DMOの設立・機能強化を計画に位置付け（施策40「観光の振興」・施策32「多様な主体による地域社会づくり」）、日帰り・通過型観光から滞在型観光への転換による消費波及及び雇用創出を実現すべきである。	観光は、交通、宿泊、飲食、物産など地域の幅広い分野に経済効果をもたらすことから、誘客や観光消費の拡大による地域経済の活性化が期待されます。県では、観光施策の舵取り役となる観光地域づくり法人（DMO）をはじめ、市町村や民間事業者などと連携して効果的な施策を展開し、観光を通じた地域経済の活性化を図ってまいります。観光基盤の充実に向けた御意見については、施策40「観光の振興」を推進する中で、参考とさせていただきます。	C

52	地域区分にハザードマップと標高データを組み込み、水害リスクが高い低地から台地部への居住誘導を長期方針として位置づけてほしい。	地域区分の考え方としましては、地域の特性と課題を踏まえながら市町村などと連携した地域づくりを推進するための単位として、県民の生活圏としての一体性など広域的なまとまりに基づき区分しております。 なお、激甚化・頻発化する自然災害への対応につきましては、全県的な課題としており、水災害への対応として、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害対策に取り組む「流域治水」を推進してまいります。また、施策4「治水・治山対策の推進」に基づき、水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図などの活用の推進を実施してまいります。	D
53	災害リスク軸に加え、池袋駅・東京駅への鉄道時間距離を居住区の重み付け指標として加えてほしい。各地域から両駅への標準所要時間をマッピングし、「安全性×利便性」の二軸で居住区を評価・重み付けし、立地適正化計画と連動させることで、気候変動に強く持続可能な居住配置を実現してほしい。	施策45「住み続けられるまちづくり」に基づき、交通利便性や災害リスク等を踏まえた都市計画の見直しや立地適正化計画の作成支援を行います。安全で利便性の高い居住環境の形成を図るとともに、就業地へのアクセス性の向上や「職住近接」に配慮した持続可能な地域づくりを推進します。	D
54	利根川屈曲部に遊水機能付き都市計画公園を整備し、流域都道府県との連携と費用分担、治水財源連携・共同基金・広域TDR特区の適用により、流域一体の治水対策を実現することを求める。	施策4「治水・治山対策の推進」において、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う流域治水の取組を進めております。あらゆる関係者の中には国や東京都、市区町村も含まれており、利根川においても各流域ごとにハード・ソフト一体となった多層的な対策を進めてまいります。	D
55	施策５感染症対策の強化 デング熱における蚊、ハンタウイルスにおけるネズミ、SFTSにおけるマダニなどの媒介昆虫、狂犬病における犬やSFTSにおける猫などの媒介動物といった、「感染源」に対する対策を追加すべきと考える。	施策5「感染症対策の強化」の主な取組である「感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立」や「県民や事業者に対する感染拡大防止に向けた働き掛け」を実施する上で、デング熱、SFTS、狂犬病など、媒介昆虫・媒介動物などの感染源対策についても、いただいた御意見を参考に進めさせていただきます。	C
56	住宅侵入窃盗事件の多発と外国人犯罪者の不起訴事案が多いことから、速やかな治安回復を求める。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	B
57	外国人流入抑制と不適切外国人の速やかな送還を求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。	E
58	小学校の外国人児童増加に伴い、日本人児童の教育が疎かになることがないようにすべき。	施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、日本語指導等を必要とする児童生徒への支援など、あらゆるこども・若者が幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。 また、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、社会の変化や児童生徒のニーズに応じた教育機会を提供するとともに、優れた教職員の確保・育成や、安全で快適な学習環境の整備に取り組んでまいります。	B
59	外国人の医療費の踏み倒し、ただ乗りも多いと聞いている。	医療費等の未払問題については、全国共通の課題であり、在留資格の問題なども絡み合うため、外国人の出入管理を行う権限がある国が主体となって対策を行う必要があります。	E
60	施策31「地域の魅力創造発信」・施策40「観光の振興」・施策45「住み続けられるまちづくり」について、行きたい・住みたい良好な景観を生かしたまちづくりに取り組んでほしい。無機質な数字やグラフだけでなく、イメージ図などで計画・理想像を明確にしていただきたい。旧時代の感性豊かな緑に包まれた情緒的で魅力ある住宅戸数が地域人口維持に関係する。都市整備のあり方が県の魅力の基礎になる。	施策45「住み続けられるまちづくり」、施策31「地域の魅力創造発信」、および施策40「観光の振興」において、多彩な地域資源と良好な景観を生かし、誰もが暮らしやすいと感じる魅力的なまちづくりを推進するにあたり、いただいた御意見を参考とさせていただきます。	C
61	多文化共生施策の推進について、治安維持・法令遵守の徹底が十分に機能しているとは言えない状況であることから、法治国家の前提である法執行の実効性が確立されるまで新規拡大を見送ることを求める。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
62	本大綱の「安全で安心な社会」施策として、仮放免者を含む不法就労助長事業者（解体業・建設業を中心に）への県警・労働局・国税当局と連携した合同摘発体制の強化を明記することを求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
63	県が解体業・建設業の外国人労働者就労資格確認体制を強化し、在留カード確認義務の徹底を指導・監督する仕組みを整備することを求める。	建設業や解体業の許可事務は県が行っておりますが、雇用関係における外国人労働者の在留資格の確認義務や不法就労の取り締まり、指導・監督に関する権限は、法に基づき国が担う専権事項であり、地方自治体である県には直接的な指導・監督の権限がございません。 県としては、国の責任において制度の厳格な運用及び適切な出入国在留管理の徹底を求めています。	E
64	県として国（出入国在留管理庁）に対し、送還を拒否し続ける仮放免者への送還手続きの実効性強化（収容の継続、送還忌避に対する厳格な対応）を強く要望することを求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。	E
65	地域住民との摩擦（騒音、ゴミ出し、不法投棄等）の実態を定量的に把握する調査を継続的に実施し、その結果を県民に公表してほしい。	地域における具体的な生活ルールの周知は市町村が中心となって取り組んでおり、県は広域的な立場からこれを支援しています。 具体的には、日本の生活に関する共通の基本事項をまとめた多言語の生活ガイドを作成するとともに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。	D
66	介護士の時給、手取りを増やしてほしい。	介護職員の給与や処遇の改善などの経済的支援については、国が介護報酬等の制度設計において全国一律で対応すべきものであると考え、県としても国に対して求めております。 県におきましては、施策13「介護人材の確保・定着対策の推進」の主な取組である「研修や資格取得支援による介護人材の専門性向上・職場定着支援」により、介護職員初任者・実務者研修の受講料の一部補助などを実施しております。また、奨学金等を返済しながら県内事業所で働く介護職員に対して介護事業所等を通じた奨学金返済支援も行っています。	E

67	第一子から保育園料を一律無償化し、経済的理由による出産断念を防ぎ、安心して子どもを産み育てられる環境を求める。	保育料の完全無償化は、国が全国統一的に対応すべきものであり、自治体間の競争に付されるようなものではないと考えております。このため、保育料の無償化等について国に求めてまいります。 また、施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」においてこどもまんなか社会の実現に向けてニーズに応じた実効性のあるこども施策を進めてまいります。	E
68	日本は人手不足でなく安い賃金で雇用できる人材の不足であり、AI時代に日本人の果たす役割の重要性を踏まえ、犯罪外国人の即強制送還、外国人雇用企業への雇用外国人が犯罪を行った場合の罰則強化、特定技能2号での家族帯同廃止を求める。	出入国在留管理及び退去強制制度は国の権限であり、県としては、国の責任において制度の厳格な運用及び適切な出入国在留管理の徹底を求めています。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	E
69	税金による外国人への日本語教育を廃止し、共生の強制をやめ、人が余る時代を見据え、移民の推進はやめてほしい。	施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、外国人の日本語学習支援だけでなく、日本文化の理解促進、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進やに取り組んでまいります。 自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。	D
70	不法移民・違法モスク・違法ヤードに関わる外国人を全員強制送還・再入国禁止にし、法務省と連携し制度の穴をふさいでほしい。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 また、所管行政庁による都市計画法や建築基準法等に基づいた違法建築物への是正に向けた厳正な対処や、「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」及び「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」に基づく違法ヤードの取り締まり等を警察と連携して徹底しております。	D
71	・『埼玉県５か年計画大綱』の責任者を各課にしていると思いますが、総合の責任者又は課を設け各課をまとめる必要性がある。	埼玉県５か年計画は企画財政部計画調整課が総合調整と進行管理を担っております。	B
72	・優先事項をどこにするのかを明確にする　番号順に優先度を表す等の表の作成を求める。	本計画に掲げる51の施策は、県が今後5年間に優先的に取り組むべき施策を選定したものであり、いずれも計画の実現に向けて重要なものです。このため、施策間に一律の優先順位を設けるのではなく、相互に関連する施策を同時並行で推進することとしています。 また、施策に付した番号は、計画の政策・施策体系に沿って整理したものであり、優先度を示すものではありません。	D
73	・防犯については近隣の協力も必要だが　防犯カメラの設置を模索して欲しい。	施策６「防犯対策の推進と捜査活動の強化」における主な取組「防犯機器の整備の促進」により、市町村による公共空間への防犯カメラの設置等について一部を補助することで、整備の促進を図ってまいります。	B
74	「日本一住みやすい埼玉」の実現は、現在この地域に暮らす日本人住民が安心・安全に実感できるまちづくりを最優先とし、地域住民の生活の質・治安・利便性が損なわれないようにしてほしい。	県民の安全・安心や生活の質、利便性を確保することは、「日本一暮らしやすい埼玉」を実現する上で重要です。県では、特定の国籍等に限定することなく、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせるよう、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指してまいります。あわせて、「多様性の尊重と平等の実現」の下、国籍等にかかわらず、全ての県民が個人として尊重され、安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。	B
75	外国人増加に伴う金属盗難等の新たな犯罪に対し、警察の取り締まり強化や自治体と連携した防犯体制構築を本計画に明確に位置付けることを求める。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
76	外国人犯罪の取り締まりのため、警察・捜査体制の通訳・翻訳人材採用に予算とリソースを集中し、外国人向けサービス拡充より県民の安全を優先することを求める。	施策６「防犯対策の推進と捜査活動の強化」における主な取組「国際化する犯罪などへの対応力、初動捜査の強化」において、通訳人の育成を始めとした通訳体制の強化など、警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進し、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	B
77	人手不足対策は外国人依存ではなく、国内人材の適正待遇実現と労働環境劇的改善を最優先にすべき。特に介護現場での外国人導入に反対。	介護職員の給与や処遇の改善などの経済的支援については、国が介護報酬等の制度設計において全国一律で対応すべきものであると考え、県としても国に対して必要な要望等を行っております。 県におきましては、施策13「介護人材の確保・定着対策の推進」の主な取組である「研修や資格取得支援による介護人材の専門性向上・職場定着支援」により、介護職員初任者・実務者研修の受講料の一部補助などを実施しております。また、奨学金等を返済しながら県内事業所で働く介護職員に対して介護事業所等を通じた奨学金返済支援も行っています。 その上で、同施策の「介護未経験者や外国人など多様な人材の就業支援」により、外国人に限らず介護の経験がない者などを対象に研修やマッチング及び介護職に就いていない有資格者への復職支援を行い多様な人材の就業を支援します。	B
78	埼玉県が「緑の広域計画」を策定し、東京都との接続による首都圏一体のグリーンインフラ実現と、優良緑地確保計画認定制度の活用による民間資本の活用を求める。	「第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年度～令和8年度）」の最終年度に当たって、現在、令和9年度を始期とする「第4次埼玉県広域緑地計画」の策定を進めており、新たな計画は都市緑地法第3条の3に基づく「緑の広域計画」とする予定です。 優良緑地確保計画認定制度との連動に係るご提案については、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。	C
79	施策49のKPIに、「生物多様性が反転したか」を測る指標を必ず加えてください	施策49「ネイチャーポジティブの推進」では、多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全・再生を推進することとしております。施策指標（KPI）については、計画案策定段階での施策の進捗状況を分かりやすく把握できる指標を設定しており、自然共生サイト認定数や森林の整備面積などを用いて取組の成果を把握することとしています。 一方で、生物多様性の状況をより適切に把握・評価することの重要性については認識しており、御提案いただいた内容については、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。	C

80	施策50「恵み豊かな川との共生」に、川を「生息地」として扱う指標を加えてください	河川を含む多様な生態系の保全・再生に関しては、施策49「ネイチャーポジティブの推進」に基づき、希少野生動植物種の保護増殖などを実施してまいります。 また、生息地に係る指標については、個別計画である「埼玉県環境基本計画」及び「埼玉県生物多様性保全戦略」において、「希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数」として管理し、県条例で県内希少野生動植物種に指定されている種の保護増殖の取組を進めてまいります。 なお、河川水質においても、国の方針を踏まえ、水生生物の保全に係る水質の常時監視を行ってまいります。 併せて、SAITAMAリバーサポーターズでは、河川等の生態系保全に取り組む団体、学校等への支援を通じて、生息する生き物を含めた川との共生を進めてまいります。	D
81	「自然へのアクセスの公平性」を成果指標に加えてください	施策49「ネイチャーポジティブの推進」に基づき、県条例による緑化計画届出制度の推進等の「身近な緑の創出」に取り組み、誰もが身近に緑とふれあう機会を推進してまいります。 なお、個別計画である「埼玉県環境基本計画」、「埼玉県生物多様性保全戦略」では「身近な緑の創出面積」を指標として管理しています。	D
82	外国人受け入れと移民政策を中止し、治安の維持を求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	E
83	県内の外国人増加による治安悪化と暮らしにくさを解消し、日本一暮らしやすい埼玉を実現してほしい。	県では、特定の国籍等に限定することなく、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指しております。	B
84	人手不足対策として外国人受け入れの前に、離職者復職支援、働きやすい職場環境づくり、潜在人材の掘り起こし、県内人材定着支援を重点的に進め、その上でなお不足する人材について外国人受け入れを検討する順序が望ましい。 例えば介護、医療、建設、運輸、保育などの分野には、資格や経験を持ちながら離職している方や、働く意思がありながら十分な環境が整っていない方もいる。	介護分野において施策13「介護人材の確保・定着対策の推進」に基づき、介護未経験者や外国人など多様な人材の力を生かすための就業支援を行っております。あわせて、職場定着を促進し働きやすい職場環境を整備するため、研修や資格取得支援による専門性の向上、ハラスメント対策の推進に取り組むとともに、介護現場における介護ロボットやICTの導入を支援し、生産性の向上や省力化を図ってまいります。 医療・看護分野では、施策15「医師・看護師確保対策の推進」に基づき、就業促進や復職支援、定着支援に取り組みます。 保育分野では、施策18「子育てしやすい環境づくり」に基づき、保育士の確保・定着を推進します。 さらに、労働環境全体の底上げとして、施策30「就業支援と労働環境の改善」により、若者や就職氷河期世代等へのワンストップ就労支援、中小企業の働き方改革を推進するほか、施策39「企業の人材確保・育成」に基づき、職業訓練や多様な人材と企業とのマッチングを支援します。 人材不足への対応にあたっては、県民の皆様の復職・定着支援や労働環境の改善をはじめ、多様な人材の活躍など、必要な人材が安定的に確保できるよう各分野において実効性のある効果的な取組を総合的に推進してまいります。	B
85	本計画で「多文化共生」の具体的説明を加え、外国人材で補う人手不足の規模、受け入れ規模・考え方、生活ルール・地域調和対策、地域課題発生時の県の責任などを明示し、県民が納得できる説明を記載してほしい。	人手不足への対応として、施策39「企業の人材確保・育成」において、DXの推進等による企業の生産性向上や、企業ニーズに対応した職業訓練を行うとともに、若者やシニアを含む多様な人材と県内企業のマッチングを推進することとしております。 その上で、外国人と地域住民同士の相互理解を促進するため、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本文化の理解や日本語学習を促す等、必要な支援を行います。 御意見は、今後の情報発信や施策推進の参考とさせていただきます。	C
86	外国人児童・生徒が増加した場合の学校現場の負担軽減、日本人児童・生徒の学習環境維持、教員支援体制、日本語教育・通訳体制等の具体的対応策を明記してほしい。	日本語指導が必要な児童生徒への対応は、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、専門性の高い外部人材の活用等により指導体制を強化します。 また、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」における「学校における働き方改革の推進」等を通じて教職員の負担軽減を図り、安心して学べる教育環境を維持・整備してまいります。 いただいた具体的な対応策に関する御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
87	DX・AI活用の具体的な成果や改善例を明記し、どの分野でどのような成果を目指すのかを具体的に示してほしい。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を進めるにあたり、デジタル技術の導入やAIの活用そのものが目的とならないよう、具体的にどのような業務改善や県民サービス・利便性の向上がもたらされるのかという「手段としての成果」を具体的に示すべきとのご指摘は、今後の推進における参考とさせていただきます。 なお、具体的な成果や県民サービスの利便性向上に向けたロードマップを個別計画である「埼玉県DX推進計画」において可視化して示すこととしており、同計画に基づき、実効性のある施策を推進してまいります。	B
88	施策23について、公立高校の充実に関する具体的な施策を明記することを求める。	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」におきましては、公立（県立）高校および私立高校のそれぞれに対して、教育の質の向上や環境整備に向けた具体的な支援を盛り込んでおります。 公立（県立）高校につきましては、「高校で学ぶことを希望する全ての生徒が通学できる環境を維持していく役割」を果たすとともに、具体的な施策として、優れた教職員の確保・育成、安全で快適な学習環境の整備を進めることとしております。さらに、時代の変化を捉えた再編整備や、大学・企業と連携した実践的な学習、ICTを活用した遠隔授業の実施など、多様で質の高い学びを提供する取組を明記しております。	B

89	公立高校への具体的な支援として、「老朽化する高校校舎の建替え計画の推進」を明記することを希望します。 また、災害時に各企業オフィスにも「帰宅困難者への一時避難所」の提供を依頼している現在、これだけ税による支援を受けている私立高校における「災害時一時避難所の提供」を推進してください。	「老朽化する高校校舎の建替え計画の推進」について、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」の主な取組「安全で快適な学習環境の整備・充実」の中に盛り込んでいます。 また、災害時における帰宅困難者への一時滞在施設の確保や学校等への避難所の開設・運営については、地域の住民生活に身近な基礎自治体である市町村が主体となって取り組むこととされております。一方で、県におきましては、施策1「危機管理・防止体制の強化」に基づき、広域自治体の立場から帰宅困難者対策を推進しており、多様な事業者や団体等に対し、一時滞在施設の確保に向けた協力の働きかけを行っております。 今後の災害時一時避難所の提供促進に当たり、御意見を参考にさせていただきます。	C
90	KPIを「警察官100人当たりの検挙件数」から「検挙率」に改め、犯罪抑止目標との整合性を確保し、犯罪抑止効果を期待できる指標としてほしい。	政策２「暮らしの安全・安心を確保する」の政策指標（KGI）として、「人口1,000人当たりの刑法犯認知件数の減少」を設定しております。 犯罪の発生を減少させる取組の成果としての当該KGIと、捜査活動の強化を示す「警察官100人検挙件数（KPI）」の双方を一体的に把握・分析しながら、県民の皆様が安心して暮らせる生活環境の実現に向けて取り組んでまいります。	D
91	施策47に信号機の適正制御による交通渋滞緩和を追記し、県警本部の連携、交通量調査、環境・経済損失の視点をもった制御実施を明記してほしい。	施策7「交通安全対策の推進」の主な取組である「信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備・更新」におきましては、安全で円滑な道路交通環境を実現するための交通安全施設の整備、戦略的かつ計画的な施設の更新、および省電力化による二酸化炭素排出量削減に向けた信号機のＬＥＤ化を推進しております。 本取組で交通渋滞に伴う環境面への影響や経済損失の視点を持った信号機制御等の実施において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
92	施策35にアーチェリーなど競技別に必要な練習施設の整備を明記し、70m規格のアーチェリー場や大会運営体制の充実を図ってほしい。	施策35「スポーツの振興」において、子どもから大人まで、また障害の有無にかかわらず、誰もが多様なスポーツに親しみ、挑戦できる環境づくりや地域スポーツの振興に取り組んでまいります。特定の競技における専用の練習施設の整備やサポーターの育成、大会運営支援等に関する御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	C
93	施策6防犯対策の推進と捜査活動の強化に、外国人犯罪・不良外国人の摘発、逮捕の強化、厳罰化を国に提言、 不法滞在外国人や外国人犯罪者の摘発や取締り、強制帰国策を国と連携して実施、外国人による違法ヤードや不法営業行為等の徹底的な取締りを追加することを提案する。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 併せて、施策51「生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進」における主な取組「金属スクラップなどの適正保管の推進」により、県条例に基づく屋外での金属スクラップ等の適正保管に向けた規制や立入指導を徹底してまいります。	D
94	多文化共生推進に当たり、以下の取組を追加するよう求める。 外国人犯罪・不良外国人の摘発、逮捕の強化、厳罰化を国に提言、強制帰国を国と連携して強化、外国人による違法ヤードや不法営業行為等の徹底的な取締り、学校や企業における外国人受け入れ数の制限、外国人の家族帯同での移住を制限すること、外国人による土地や不動産取得の制限、日本人への教育における異文化理解の強制禁止、日本児童へのハラル給食などの強制禁止、小学校などの授業を阻害しないため、外国人入学前の日本語能力試験を導入及び日本語能力を入学の条件とすることを当該国に通達、日本国内へのモスク等違法建築の禁止及び違法建築の強制解体の実施。	在留制限や厳罰化等の制度設計は国が一元的に担うべき事項でありますが、県におきましては、法秩序の維持を前提に、所管行政庁による建築基準法に基づいた違法建築物への是正に向けた厳正な対処や、各種法令に基づく違法ヤードの取り締まり等を警察と連携して徹底しております。 施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 併せて、施策51の主な取組「金属スクラップなどの適正保管の推進」により、県条例に基づく屋外での金属スクラップ等の適正保管に向けた規制や立入指導を徹底してまいります。 また、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境の確保のためには施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において「日本語指導が必要な児童生徒への教育支援」や施策33「多文化共生と国際交流の推進」において「外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進」に取り組んでまいります。	D
95	県庁舎再整備に「災害リスク及び県土構造を踏まえた立地の検討」を明記し、現在地建替え・浦和美園移転に限定せず、予断なく複数案を比較検討する余地を残してほしい。	県庁舎の位置選定は、新たな土地取得費をかけずに一定面積を確保できる現在地と県有未利用地等の計５地点から比較検討を進め、県庁舎再整備検討委員会等の意見を踏まえ「現在地」と「浦和美園」の２地点を候補地といたしました。 長期間利用する庁舎として慎重を期すため、県庁舎再整備懇話会での要請に基づきコスト等の分析資料を追加し、引き続き議論を重ねてまいります。	D
96	県庁機能の多極配置の考え方を庁舎再整備に適用し、武蔵野台地等の強固な地盤に防災・行政中枢機能を置く配置案を含めた調査・検討を計画に位置づけてほしい。	県庁舎の位置選定は、新たな土地取得費をかけずに一定面積を確保できる現在地と県有未利用地等の計５地点から比較検討を進め、県庁舎再整備検討委員会等の意見を踏まえ「現在地」と「浦和美園」の２地点を候補地といたしました。 長期間利用する庁舎として慎重を期すため、県庁舎再整備懇話会での要請に基づきコスト等の分析資料を追加し、引き続き議論を重ねてまいります。	D
97	県庁舎再整備の立地比較において、現庁舎敷地の売却または定期借地による財源化を選択肢として定量的に比較し、試算結果を県民に公表してほしい。	県庁舎の位置選定については、県庁舎再整備懇話会での要請に基づきコスト等の分析資料を追加し、引き続き議論を重ねてまいります。	D
98	西部地域の「地域づくりの方向性」に、県の行政・防災拠点機能の立地可能性の検討を加えてほしい。	地域別施策の「地域づくりの方向性」や「主な取組」は、各地域の特性や現状を踏まえ、地域ごとに異なる課題に対して「第２編　政策」の分野別施策に示した取組を再編して示したものであることから、県の行政・防災拠点機能の立地可能性の検討に関しての見直しは行いません。	D
99	県内医療機関の医療専門職による学術研究活動を支援する事業を主な取組に位置づけることを求める。併せて、論文掲載料補助と国際学会発表助成を実施し、KPIとして「県内医療機関等に従事する医療専門職による査読付き論文数・国際学会発表数」又は「本事業による支援件数」の設定を提案する。	施策15「医師・看護師確保対策の推進」において、県内医療機関等に勤務する医療専門職の確保や定着、専門性の向上に向けた支援に取り組んでまいります。 また、本施策では、医療人材の確保対策を推進するための取組の進捗状況を客観的に示す施策目標（KPI）として「医療施設（病院・診療所）の医師数」、「専攻医の採用数」及び「就業看護職員数」を設定していることから、御提案の取組の追加及びKPIの設定は行いません。	D

100	介護・福祉分野のリハビリテーション専門職等の学術研究活動を、研修・資格取得支援と並ぶ専門性向上・定着支援策として施策15に関する事業と一体的に位置づけてほしい。	施策12「地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり」の主な取組「介護予防の促進と自立支援型の地域ケア会議の普及促進」においてリハビリテーション専門職に対し研修を行うなどして、県内の地域リハビリテーションを推進します。	D
101	上尾運動公園体育館・スポーツ総合センターのアリーナに冷房設備を確保してほしい。	施策35「スポーツの振興」を進める中で、県民が安全で快適にスポーツ活動や地域活動を行えるよう、御意見を踏まえ県有スポーツ施設の老朽化対策や適切な整備・環境確保に努めてまいります。	C
102	小学校等、タブレット等デジタル活用の際、視力低下、学力低下、姿勢悪化を懸念し、学童期の発達段階を考慮した適切な使用基準を設定してほしい。	大綱の基本姿勢に掲げる「デジタルの活用」において、デジタル技術の導入やその活用は、暮らしを一層豊かで快適にするための「手段」であり、それ自体が「目的」ではないと認識しております。 教育現場におきましては、施策23に基づき、時間や場所に左右されない多様な学習機会の提供や、遠隔授業などの柔軟な学びのためにＩＣＴの活用を推進しております。本取組を進めるにあたり御意見を参考にさせていただきます。	C
103	健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、生活習慣の改善を個人の努力に委ねるだけでなく、誰もが健康的な選択をしやすい社会環境づくりを推進することについても明記してほしい。	生活習慣の改善にあたっては個人の努力だけでなく、社会全体で取り組むことが重要であることから、施策11「生涯を通じた健康の確保」における主な取組「生活習慣の改善への支援」を実施するにあたり、参考にさせていただきます。 なお、県の地域保健医療計画では 自然に健康になれる環境づくりとして、受動喫煙防止対策の推進や健康に配慮した外食・中食・加工食品の開発、販売に向けての働きかけを行うこととしており、これらの取組においてもいただいたご意見を踏まえ、進めてまいります。	C
104	県内で不法滞在者や違法業者による治安悪化・住環境問題が深刻化し、全国的に埼玉県のイメージが失墜しているため、安易な受入支援・多文化共生偏重から脱却すべきである。計画の最優先目標として「法秩序の厳格な維持と治安回復による県イメージ再構築」を盛り込むことを強く求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 また、県では、特定の立場の県民に一方的な負担を求めるのではなく、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	D
105	「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」等へ住民の安全を脅かし、埼玉県のイメージを損なっている具体的違法行為に対し、既存法令の厳格運用と警察・行政の強力な連携による対策を明記してほしい。不法解体、過積載走行、金属盗難、不法滞在者による犯罪に対し、法令の厳格運用と警察・出入国在留管理庁との連携による徹底的な検挙・摘発と予防活動を求める。	「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」では、「埼玉県５か年計画大綱」で設定した指標(人口1,000人当たりの刑法犯認知件数)と整合性を図るため、指標の変更を行ったものです。御指摘のような特定の違法行為に対する取締り等を、この段階で本計画に個別具体的に反映させることは想定しておりません。 法令に違反する解体工事や廃棄物の不正処理については、県では、建設業法や廃棄物処理法等の関係法令に基づき、厳正に対処します。 また、５か年計画大綱の施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、警察職員の確保を進めるとともに、警察活動の遂行に必要な装備資機材の整備、警察活動の機動力となる車両等の維持・管理を適正に行い、警察活動の実効性確保に努めてまいります。 さらに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、外国人住民が我が国の法令や地域の生活ルールを正しく理解し遵守するための指導・啓発を市町村等と連携して進めます。	D
106	納税と法令遵守の義務を果たしてきた日本人県民が、ルールを守らない一部の不法滞在者や外国人事業者によって実害を被り、恐怖や我慢を強いられるような理不尽な不遇はあってはならない。日本人県民の安心・安全を最優先とする方針を計画に明記するとともに、税の滞納・脱税に対する税務調査や滞納処分を徹底し、外国人優遇・過剰配慮施策を見直し、法令遵守と適正管理を前提とした体制に転換することを求めます。	税金の未払問題については、全国共通の課題であり、在留資格の問題なども絡み合うため、外国人の出入管理を行う権限がある国が主体となって対策を行う必要があります。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	E
107	行政の迷走と対応遅れによる信頼と治安の失墜を取り戻すため、知事・県議会・行政が過去の姿勢を猛省し、埼玉県を守り支えてきた県民の声に正面から向き合って「日本国民のための安全で平和な埼玉県」を実現する実効性ある計画へ速やかに修正してほしい。	県は、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を基本理念とし、計画を進めてまいります。 地域の実情を把握するために、知事や職員が現場に赴き県民の皆様と直接対話を重ねて現場の声を施策に生かします。 併せて、政策指標（ＫＧＩ）や施策指標（ＫＰＩ）による定量的な評価と進捗状況の公表を行い、説明責任を果たすとともに、県民の皆様の満足度などを把握して県民生活全般の向上に視点を置いた政策・施策評価を行います。 さらに、国や生活圏を共有する一都三県、市町村、そして県民や企業など様々な主体との連携・協働を進めます。	D
108	社会教育施設の安易な統廃合は社会教育力の減退を招くため、県立図書館を１館へ集約することは再考してほしい。	現在の県立図書館は施設の老朽化や効率的な資料提供などに課題があるため、既存の施設を集約し、デジタル技術を活用するとともに、図書の貸出しは最寄りの公共図書館で受け取れるようにするなど、来館しなくても県民誰もが県立図書館サービスを享受できる環境の実現を目指します。	D
109	施策６では、不法滞在外国人によるコミューン化・文化摩擦等の現状のトラブルに対する是正方針とデータ分析が不足している。県民の安全・安心を守るために「ルール違反者への厳格対応」と「必要業種への限定」をセットで実施すべきではないか。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	E
110	施策28「男女共同参画の視点に立った教育内容の充実」の具体的内容を明記し、県立高校の共学化を含めた施策決定の際には、当事者である高校生の意見を聴取して反映してほしい。	施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」の主な取組である「男女共同参画の視点に立った教育内容の充実」におきましては、キャリアセミナーや探究型インターンシップなど女子高校生の就業意欲の育成に向けた取組や、男女共同参画社会の実現に向けた学校教育を推進するために男女平等教育の指導方法等に関する研究を進めてまいります。 これらの教育内容の推進等については、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

111	施策３３では、多文化共生推進に際し、コミューン化・文化摩擦等の現状のトラブルに関する是正データ分析が不足しているため、受け入れ後の支援充実だけでなく、「ルール違反者への厳格対応」と「必要業種への限定」をセットで実施すべきではないか。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、外国人の日本語学習支援だけでなく、日本文化の理解促進、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進やに取り組んでまいります。	E
112	施策35のKPI「週１回以上スポーツ実施率70%」の達成による具体的な医療費削減効果をEBPMに基づいて試算されているのか、予算計上の結果が特定少数の娯楽施設の整備に終わらないか疑問である。	施策35「スポーツの振興」においては、施設整備にとどまらず、プロスポーツの魅力を活用したスポーツの裾野拡大、県民総合スポーツ大会やスポーツフェスティバルの開催、地域スポーツクラブやスポーツ少年団への支援など、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを総合的に推進します。	B
113	施策36では、TXによって生み出された時間と資源を、「質の高いサービス」という抽象的な維持に充てるのではなく、警察やインフラ整備など人手不足が深刻な部局への具体的な人員シフトと予算付け替えとして計画に明示すべきではないか。	県の「TX」は、業務プロセスそのものを抜本的に見直すことで、効率化と県民サービスの向上を図っております。 こうした業務効率化で生み出した時間を組織で管理し活用することがTXの重要な目的であり、生み出した時間を埋没させることなく、職員のアップスキリングの実施や県民とのフェイス・トゥ・フェイスでの丁寧な対応に充て、組織で管理することにより、生産性の向上と県民サービスの向上につなげております。	D
114	施策36では、県民向けアプリ開発よりも、道路点検・立入検査などの現地調査の徹底的なデジタル化によるコスト削減を優先し、その削減分を治安や防災の現場人員に充てる選択と集中を行うべきではないか。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」においては、デジタル技術を活用することで業務負担の軽減と効率化を推進しており、「遠隔臨場技術を用いた立入検査などの実施」「デジタル技術を活用したインフラの整備・維持管理」など業務現場での活用にも取り組んでまいります。	B
115	施策36では、2,500件の業務効率化による削減予算・人員を明示し、DXで不要になった業務やポストを廃止してリソースを治安・防災に全振りするゼロベース見直しの具体例を示すべきではないか。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」においては、生成ＡＩなどのデジタル技術を活用して業務を効率化し、生み出された時間を職員のスキル向上に充てることでより創造的な業務や県民に寄り添う質の高い行政サービスの提供へ重点的に振り向ける「タスク・トランスフォーメーション（ＴＸ）」を推進します。これにより、利害調整や県民との直接対話といった「人ならではの高付加価値業務」へ人的資源を戦略的に再配分し、質の高い行政サービスの提供を実現します。	D
116	施策36では、メタバース活用について、県民のニーズ・利用実態に基づくコストパフォーマンス検証結果を示し、市場衰退気味のメタバースを主な取り組みに入れた具体的な理由を明示してほしい。	これまでの試行・検証において、非対面での信頼関係の構築が難しい相談業務など、効果の薄い事業については迅速に廃止する一方、アバターを介した「顔が見えない気楽さ」によるリラックスした交流や相談などは非常に親和性が高く、アンケートでも多くの前向きな回答をいただくなど、特定の分野において確かな県民ニーズを確認しております。 このように、これまでの検証に基づき、従来の行政サービスでは届きにくかった層へアプローチするための新たな手法として有効であると判断したため、本取組を位置付けております。今後も事業の有効性を検証しながら、効果的・効率的な施策展開に努めてまいります。	D
117	行政と警察の外国人優遇対応による治安悪化を踏まえて、埼玉県政は埼玉県民の安全を最優先に、治安悪化対策と不法滞在者対応を強化することを求める。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	D
118	全施策の対象を日本人のみに限定し、日本人が輝き子どもの安全を図る施策へ変更してほしい。	本計画では、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を基本理念に掲げるとともに、多様性の尊重と平等の実現を全ての施策を貫く基本姿勢としています。 県内で暮らす全ての人が、国籍にかかわらず、地域社会の一員として安心して暮らし、活躍できる環境を整えることが重要であると考えています。	D
119	施策31「地域の魅力創造発信」及び施策35「スポーツの振興」について、子どもから大人まで参加しやすいスポーツ体験機会の拡充、地域イベントと連携した魅力発信の強化、学校・クラブ・競技団体の連携による子どもの継続参加の仕組みづくり、老朽化した地域スポーツ施設の計画的改修・新設と競技特性に応じた施設整備の検討を求める。	施策35「スポーツの振興」において「誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実」や「次世代トップアスリートの育成・支援」に取り組んでまいります。 施策31「地域の魅力創造発信」においてスポーツやレクリエーションの場となる「県営公園の整備」を進めるとともに、競技力の向上や多様な活動に対応するため「スポーツ科学拠点施設の整備」を推進してまいります。	B
120	第１編「総論」の「はじめに」に「あわせて、重要拠点の平時・非常時機能維持へ、自立分散型エネルギー基盤を計画的に整備・活用することが必要です。」と追記する	自立・分散型エネルギー基盤の整備・活用は、地域のレジリエンス（防災・減災力）を向上させるための重要な要素の１つとして捉えており、個別計画の「埼玉県環境基本計画」「埼玉県地球温暖化対策実行計画」においてもコージェネレーションシステムの導入支援や太陽光発電と蓄電池等を組み合わせた分散型エネルギーの効率的な利用を促進しております。 また、施策45「住み続けられるまちづくり」における主な取組「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」「太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーの効率的利用の促進」などの実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
121	施策1の施策内容に「あわせて、規模停電等に備えたエネルギー面の強靭化を図るため、蓄電池等を組み合わせた自立・分散型エネルギーの計画的整備を推進します。」と追記すべき。	自立・分散型エネルギー基盤の整備・活用は、地域のレジリエンス（防災・減災力）を向上させるための重要な要素の１つとして捉えており、個別計画の「埼玉県環境基本計画」「埼玉県地球温暖化対策実行計画」においてもコージェネレーションシステムの導入支援や太陽光発電と蓄電池等を組み合わせた分散型エネルギーの効率的な利用を促進しております。 また、施策45「住み続けられるまちづくり」における主な取組「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」「太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーの効率的利用の促進」などの実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

122	施策37の施策内容に「あわせて、エネルギーバランスを把握し、コージェネや未利用熱回収、共同受電・熱供給などの面的利用を、費用対効果・安全性・環境性を踏まえ段階的に導入検討をします。」と追記すべき。	本県における企業誘致や産業用地の確保・開発など、今後の具体的な事業の推進にあたり、いただいた御意見を参考にさせていただきます。 なお、施策47「カーボンニュートラルの推進」における「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」の中で家庭・企業への省エネ・再エネ設備の導入支援やエネルギーの面的利用により、地域の脱炭素化を促進するとともにエネルギー レジリエンスを確保してまいります。	C
123	施策３８の施策内容を「県内企業の大半を占める中小企業・小規模事業者は、生産年齢人口の減少による人手不足に加え、エネルギー価格の変動や取引先からのカーボンニュートラル対応の要請など、経営に直結する課題に直面しています。本県経済が活力を失わず、持続的な成長を実現するためには、県内企業の経営の安定や生産性の向上、新たな付加価値の創造に加え、エネルギーコスト低減と温室効果ガス排出削減を両立する取組を一体的に進めることが不可欠です。そこで、身近な相談機関である商工団体による経営支援や資金繰り支援などの取組をサポートするとともに、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）や新製品の開発を後押しし、中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けて取引の適正化を進めます。」と修正すべき。	エネルギー価格の変動やカーボンニュートラルへの対応は、中小企業等の経営に影響を及ぼす課題であり、エネルギーコストの低減は、経営の安定や持続的な賃上げにも資するものと認識しています。一方、エネルギー価格の変動は、原材料価格や人件費、物流費の上昇などと並び、中小企業等の経営を取り巻く様々な要因の一つです。施策38「変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援」では、これらの個別の要因を網羅的に記載するのではなく、中小企業等の経営の安定や生産性の向上、新たな付加価値の創出に向けた基本的な方向性と主な取組を示していることから、施策内容は原案のとおりとします。	D
124	施策４７の施策内容に「電力に加え熱需要も対象に、徹底した省エネを前提とした電化・未利用熱活用・低炭素燃料転換を推進し、地域と調和した導入を進めます。」と追記するべき	個別計画の「埼玉県地球温暖化対策実行計画」において、省エネルギー診断によるエネルギーの効率的利用の促進を記載しています。この中で、診断先の事業所において必要に応じて、未利用熱の活用や低炭素燃料への転換に係る助言を行っております。 また、施策47「カーボンニュートラルの推進」における主な取組「太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーの効率的利用の促進」の実施に当たり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
125	不法滞在外国人や迷惑行為など、外国人による問題行為に対して、優遇措置の廃止を求める。外国人犯罪に対する軽い処罰や不起訴扱いが治安悪化につながる。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	B
126	第1編「総論」の「基本姿勢」における多様性の尊重と平等の実現については、県民が安全・安心に暮らせる社会であり、その対象には県民の安全・安心も含まれるべき。まずは日本で暮らす人々が法の下で公平に扱われ、県民の安全が確保され、その上でルールを守る外国人と共生するという考え方を、より明確に示すことを求める。	基本姿勢である「多様性の尊重と平等の実現」においては、国籍等にかかわらず、全ての県民が個人として尊重され、社会に平等に参画できる機会を得て、安心して暮らせる状態（ウェルビーイング）の実現を目指しております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	D
127	県立高校共学化に際し、別学維持を望む生徒の多数意見を尊重し、共学校と別学校の選択肢を維持することで、教育の多様性と生徒の適性選択を確保すべき。	本計画大綱における高校のあり方や教育環境の整備につきましては、特定の学校の共学化を直接的に位置づけるものではございませんが、誰もが安心して個性や能力を伸ばせるよう、教育分野の各施策を着実に推進してまいります。 具体的には、施策21「確かな学力と自立する力の育成」における「個々の興味・関心等を踏まえたきめ細かな指導と主体的な学びの推進」、施策22「豊かな心と健やかな体の育成」における「規律ある態度や豊かな心の育成」、そして施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」における「時代の変化に対応した県立高校での多様な学びや選択肢の提供」など、一人ひとりのニーズに応じた質の高い学校教育の推進に努めてまいります。	D
128	保育園幼稚園、小中高への予算及び人材の増加を求める。教室クーラー設置、教員の負担軽減、クラス人数削減、いじめの厳罰化を徹底するとともに、小中学校が避難所になることを踏まえ、環境を整備してほしい。	施策18「子育てしやすい環境づくり」において、必要な保育所の整備や「保育士など子育てを支援する人材の確保・育成・定着」に努めております。 また、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、優れた教職員の確保・育成をはじめ、空調設備の更新・改修等を実施する「安全で快適な学習環境の整備」、「学校における働き方改革の推進」に取り組んでいるところです。 さらに、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、「いじめの解消に向けた取組」の中で、いじめの未然防止や早期解消に向けた組織的な対応と教育相談体制を強化するとともに、いじめに悩む児童生徒へのきめ細かい支援を実施してまいります。	B
129	犯罪の起訴率向上と110通報への警察対応強化により、県民の安全確保と埼玉県の治安イメージ回復を図ってほしい。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	B
130	施策35のスポーツ振興で学校施設を一般開放する際は、生徒の安全確保が最優先されるべき。	学校開放時における防犯・安全体制の確保に関する御意見は、今後の管理運営の適切な指導・支援の参考とさせていただきます。	C
131	多文化共生を推進する大前提として、日本の法律や地域の生活ルールの遵守徹底が不可欠であり、地域住民が安心して暮らせるよう、取り締まり体制の強化と治安維持を最優先課題として位置付けてほしい。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 また、地域における具体的な生活ルールの周知や日本語教室の運営は市町村が中心となって取り組んでおり、県は広域的な立場からこれを支援しています。具体的には、日本の生活に関する共通の基本事項をまとめた多言語の生活ガイドを作成するとともに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。	B
132	個人の努力に委ねるべき日本語教育や支援事業に対して安易に税金を投入するのではなく、公金の適正な使途を徹底してください。	施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、外国人の日本語学習支援だけでなく、日本文化の理解促進、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進やに取り組んでまいります。	D

133	外国人の社会保障適用は納税者に限定し、外国人生活保護受給者には一定の猶予期間を設けた上で、帰国を促すなど厳格に対応し、税金は日本人の子育て支援と将来投資に優先配分されるべきである	生活保護、医療費支援など各種社会保障制度については、国が責任をもって実施すべきものです。 県では、特定の国籍等に限定することなく、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指し、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」「子育てしやすい環境づくり」などに取り組んでまいります。	E
134	DX施策について、「DX」を目的化せず、具体的な費用対効果と実効性を厳格に検証し、事前の投資対効果精査と事後検証の徹底を求める。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を進めるにあたり、デジタル技術の導入やAIの活用そのものが目的とならないよう、具体的にどのような業務改善や県民サービス・利便性の向上がもたらされるのか、分かりやすく可視化して示すべきとのご指摘は、今後の推進における参考とさせていただきます。	C
135	施策1「危機管理・防災体制の強化」における、自助啓発強化は重要であるが、埼玉県の地震保険付帯率がワースト8位であることから、保険・共済加入促進に関する普及啓発を関係機関と連携して強化・継続してほしい。	引き続き、施策１「危機管理・防災体制の強化」において地域における自助・共助の取組を推進してまいります。	B
136	施策４「治水・治山対策の推進」において、県民への水害リスクの啓発とハザードマップの周知は急務と考える。また、地域の水災リスクを適切に認識したうえで避難経路などを事前に確認できるよう、マイタイムラインの啓発も必要である。 民間団体で作成している各種啓発ツールも活用・紹介いただきたい。 また、経済的な自助の一つとして、火災保険の水災補償の必要性についても周知してほしい。	いただいた御意見を参考にさせていただき、施策１「危機管理・防災体制の強化」において、マイ・タイムラインを「各家庭における水、食料、携帯トイレの備蓄、家具の固定など自助の啓発強化」とともに引き続き推進してまいります。 また、施策４「治水・治山対策の推進」において「水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図などの活用の推進」に取り組んでまいります。	C
137	施策６「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において、中小企業等に向けた「サイバー保険」の必要性や効用等について周知したいので連携してほしい。	施策６「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において「サイバーセキュリティ*の向上を含むサイバー犯罪・サイバー攻撃対策の実施」に取り組むに当たって御意見を参考にさせていただきます。	C
138	施策7「交通安全対策の推進」について、「埼玉県交通安全対策協議会」をはじめとする関係機関・団体と連携・協力しながら、交通安全啓発活動に積極的に取り組み、交通事故の防止に努めてることが重要である。	引き続き、施策7「交通安全対策の推進」における「全国交通安全運動などの展開による交通安全意識の醸成」により市町村や民間企業、交通関係団体等と埼玉県交通安全対策協議会を中心に連携し、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動をはじめとした、県民総ぐるみの交通安全啓発活動を推進することにより、県民一人一人の交通安全意識の醸成を促し、安心・安全な交通環境を確保を図ってまいります。	B
139	施策８「消費者被害の防止」において、点検商法の一つとして、火災保険や地震保険の請求を勧誘する業者とのトラブルやロードサービス高額請求のトラブルが発生していることを踏まえ関係部署、団体との連携による地道で継続的な対策を推進してほしい。	引き続き、施策8「消費者被害の防止」に基づき、高齢者や若年者などの消費者トラブル防止対策の推進のため、関係各所と連携し、普及啓発を行ってまいります。	B
140	高校生であっても18歳に達すると契約行為が可能となることから、適切な判断ができるよう若年層の金融リテラシーの向上が求められている。金融リテラシーには、貯蓄や投資に関する知識だけでなく、将来起こり得るリスクに適切に備える能力も含まれ、特に交通事故や自然災害など、若年層にも身近なリスクに備えるために施策２１「確かな学力と自立する力の育成」の主な取組である「地域社会との連携・協働による学びの推進」において必要な損害保険に関する教育について支援いただきたい。	引き続き、施策21「確かな学力と自立する力の育成」に基づき、地域社会との連携・協働による学びの推進に取り組んでまいります。	B
141	施策38「変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援」において、BCP策定支援に加え、自然災害や事故、賠償責任など企業を取り巻くリスクに対応する損害保険の役割や有効性について、事業者への啓発を推進することを提案する。	引き続き、施策38「変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援」に基づき、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定など、多様な企業ニーズに応じた支援施策を展開してまいります。 施策を進めるに当たって御意見を参考にさせていただきます。	C
142	来年多くの外国人を日本に入れる、と聞いてさらなる混乱が生じると予想している。	出入国在留管理は国の権限であり、県としては、国の責任において制度の厳格な運用及び適切な出入国在留管理の徹底を求めています。	E
143	計画全体について、テーマ絞り込み・原則堅持を求める。 政策の最優先事項は「県民が安全かつ、安心して生活・活動出来る埼玉県を作る」に尽きる。	埼玉県５か年計画は、中長期的な視点に立ち、持続可能な発展を将来にわたり実現するため、県政運営の基礎となる計画です。本計画では、本県が目指す未来と、今後５年間に取り組むべき施策を明らかにします。 県政運営と全ての施策の指針となる基本理念として、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を掲げています。その実現に向け、３つの将来像である「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」のそれぞれが目指す方向性に沿って、施策を進めてまいります。	B
144	外国人を採用する企業にも責任を課すとともに、強制送還や外国人への生活保護廃止など、法の執行を着実に行うよう、制度設計してほしい。 交通を妨げるトラブルやマナー違反等を防ぐよう、道路、通路、公園等の公共の場所における礼拝を禁ずる立法措置を求める。	外国人労働者の雇用管理について、生活指導等は労働施策総合推進法に基づく国の指針により、事業主の責務と定められており、指導・監督権限は国にあります。 県としては、事業主に対し、法令遵守など適切な雇用に関する情報提供を行ってまいります。 自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	E

145	別学高校の共学化推進に際し、予算投じたアンケートによって明らかになったニーズに基づき共学校と別学校の選択肢を整備するよう求める。 施策17の主な取組「こどもの意見を施策に生かすための意見聴取」においては、教育効果検証のための卒業生や子育て世代の意見聴取も併せて実施してほしい。	本計画大綱における高校のあり方や教育環境の整備につきましては、特定の学校の共学化を直接的に位置づけるものではございませんが、誰もが安心して個性や能力を伸ばせるよう、教育分野の各施策を着実に推進してまいります。 具体的には、施策21「確かな学力と自立する力の育成」における「個々の興味・関心等を踏まえたきめ細かな指導と主体的な学びの推進」、施策22「豊かな心と健やかな体の育成」における「規律ある態度や豊かな心の育成」、そして施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」における「時代の変化に対応した県立高校での多様な学びや選択肢の提供」など、一人ひとりのニーズに応じた質の高い学校教育の推進に努めてまいります。 また、施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」の主な取組「こどもの意見を施策に生かすための意見聴取」においては、卒業生や子育て世代の意見を把握することも、教育施策の効果を検証する上で有用と考えます。今後、関係部局において、施策の目的や内容に応じた適切な意見聴取に努めてまいります。	C
146	計画で外国人労働者受け入れを前提とする前に、日本人失業者の呼び込みを優先し、特に埼玉県の農業を日本人の手で発展させる取組を県単位で推進してほしい。	働きたい人誰もがその意欲に応じて活躍できる環境を構築し、労働力の確保につなげていくことが重要であることから、政策５「誰もが自分らしく生き、活躍する社会をつくる」において、就業支援や働きやすい職場環境づくりの促進などを通じて、県内での就業を希望する方の活躍を後押ししてまいります。 また、施策41「農業の担い手育成と生産基盤の強化」において、農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾などにより次代を担う新規就農者の確保・育成を図り、地域農業を支える多様な担い手の育成に努めております。	B
147	外国人増加下での災害対策では、公務員数増加による災害対応力強化と、大災害時における犯罪防止や治安維持を視野に入れた計画策定を求める。	災害に対する備えとして、施策１「危機管理・防災体制の強化」において新たに設定した「危機や災害を自分事として的確に対応できる防災人材の育成」に取り組み、県の全部局の職員が危機や災害を自分事として的確に対応できる防災人材の育成を進め、県全体の危機・災害対応力を強化します。また、「災害時における要配慮者等への支援体制の強化」により、外国人の混乱等を防ぐため、多言語の防災・災害情報を提供に取り組みます。	D
148	障害がある人が使えるサービスの数がまったく足りていないため、その数をより充実させるような形を構築していただきたい。	施策27「障害者の自立・生活支援」において、障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援を行うとともに、障害福祉サービス等を担う人材確保・定着の支援に引き続き取り組んでまいります。	B
149	知的障害者を育てる立場としては、良い影響があるという未来が見えないため、インクルーシブには反対です。	特別支援学校の過密状況については、県としても障害のある児童・生徒の教育環境を充実させるため、新校の設置や既存校の増・改築に取り組んでいるところです。 施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、「特別支援学校の学習環境の整備・充実」や「障害のある幼児の幼稚園等への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進」等に取り組んでまいります。 インクルーシブ教育の推進につきましては、児童生徒や保護者のご意見を参考にさせていただきます。	C
150	企業誘致において、武器工場や戦争加担企業の誘致を回避し、平和産業で稼ぐ街であってほしい。	御意見を参考にさせていただき、県経済の持続的な発展に向け、施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」に基づき、税収や雇用創出効果が高い企業や、成長産業分野の企業などの誘致を着実に進めます。	C
151	政治参加のモチベーションの低さは、政治と生活の結びつきが理解されていないことに起因すると考えるため、主権者教育への一層の注力を求める。	引き続き、施策21「確かな学力と自立する力の育成」に基づき、主権者教育を推進してまいります。	B
152	教員の労働環境改善に関する施策が少ないように見受けられるため、雑務のDX化と授業以外の業務をサポートする人員配置により、教員の負担軽減と働きたいと思える環境整備を推進してほしい。	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、県の基本方針に基づいた「学校の働き方改革」に取り組んでいます。県の基本方針においては、「時間外在校等時間について、月４５時間以内、年３６０時間以内の教員数の割合を令和９年度末までに１００%にすること」を目標として掲げており、取組にあたっては、システム等による客観的な在校等時間の把握や、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置等により、教員の労働環境の改善を図ってまいります。 併せて、校務DXの推進やスクール・サポート・スタッフ及びぶ活動指導員の配置を進めております。	B
153	外国人犯罪対策を最優先に、犯罪者国籍開示と違法建築物の厳格な取締り、日本人への子育て支援など県民の出生率を上げる支援、税金の使い方の透明化・無駄の削減を早急に実施すべき。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策６「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国際化する犯罪についても対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 さらに、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会を目指し、施策１７「 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」において、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に取り組んでまいります。	D
154	施策４　治水・治山対策の推進に、自然災害の激甚化・頻発化への対策として、県民共通の財産である森林に関して、山地災害に対する備えに「林野火災の延焼拡大防止対策の充実」を加えていただきたい。	御提案いただいた施策４「治水・治山対策の推進」は水災害に特化したリスクへの備えや対策に関する施策です。 施策１「危機管理・防災体制の強化」に基づき、林野火災をはじめとする各種災害に的確に対応するための体制整備やシナリオ作成・訓練の実施による関係機関との連結強化に取り組むことにより、林野火災対策を図ってまいります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
155	「活樹」を推進し健全な森林を次代に引き継いでいくため、 ① 県産木材の安定的供給に資する「需要に応じた伐採を促進する総合戦略の確立」 ② 担い手を確保・育成するため「新規就業者の定着と熟練林業技術者の育成・確保につながる制度の充実」 ③ 健全な森林を育成するため「県内産山行苗木の生産拡大戦略の樹立等」 の３点を加えてほしい。	施策43「「活樹」を通じた森林資源の循環利用の推進」を実施する中でいただいたご意見を参考にさせていただきます。	C

156	施策11「生涯を通じた健康の確保」において、健康に直結する事項や取り組みだけでなく、高齢者も含めた多世代が集まれる居場所づくりや幅広い学習や研修の場づくりのような項目を入れるべきである。	施策32「多様な主体による地域社会づくり」において、「高齢者への学びの機会の提供など社会参加の支援」や「多様な学習機会や学習情報の充実などによる学びを支える体制づくり」等で実施することとしています。	B
157	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」について、ＩＣＴを活用した教育においては、障害を持つ生徒を含め、あらゆる立場の児童生徒のニーズを満たし、誰もが平等に教育機会が得られるよう熟慮し、きめ細やかな対応をしてほしい。	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、児童生徒が通学先や居住する地域に左右されずに学びたい授業等にアクセスできる環境を広げ、県立学校ネットワークとしての公平性・機会保障の向上を図るとともに、多様で質の高い学びの提供を図るため「ＩＣＴを活用した遠隔授業の推進」などに取り組んでまいります。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
158	審議会等委員の女性割合向上に際し、すべての団体への平等な働きか	審議会等は、学識経験者、民間企業や関係団体の代表者、公募委員など、立場や知見の異なる方々で構成され、県政の各分野における計画や条例の立案等に当たり、専門的知見の反映や公正性の確保、利害の調整を図るために設置されています。 このため、政策・方針決定過程への女性の参画状況を把握する指標として、施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」の指標として「審議会などの委員に占める女性の割合」を設定しています。 性別に偏りのない多様な意見が政策・方針決定に反映されるよう、いただいた御意見も参考にしながら、引き続き取り組んでまいります。	C
159	DX推進において、デジタルスキル格差に対応した研修充実と、全ての県民が利用できるよう機器の保有状況・スキルの差に応じたきめ細やかな対応を計画に盛り込んでほしい。	御意見を踏まえ、施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の施策内容に「徹底した利用者重視の高度な行政サービスの提供やデジタルデバイド対策を通じ、誰もがデジタルの恩恵を受けられる包摂的なデジタル社会の構築を目指します。」と明示しました。	A
160	「消費者市民社会の構築」を中心テーマに置き、消費生活に関する施策が推進されることを望む。	消費者被害の防止を推進するため、施策8「消費者被害の防止」に基づき消費者教育の推進や事業者の指導や取り締まりを強化します。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
161	県立高校共学化方針について、生徒の大多数が別学維持を望む意識調査結果を尊重し、多様な教育選択肢を認める観点から、方針の撤回と男女別学校の継続を求める。	本計画大綱における高校のあり方や教育環境の整備につきましては、特定の学校の共学化を直接的に位置づけるものではございませんが、誰もが安心して個性や能力を伸ばせるよう、教育分野の各施策を着実に推進してまいります。 具体的には、施策21「確かな学力と自立する力の育成」における「個々の興味・関心等を踏まえたきめ細かな指導と主体的な学びの推進」、施策22「豊かな心と健やかな体の育成」における「規律ある態度や豊かな心の育成」、そして施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」における「時代の変化に対応した県立高校での多様な学びや選択肢の提供」など、一人ひとりのニーズに応じた質の高い学校教育の推進に努めてまいります。	D
162	スポーツ科学拠点施設整備事業について、「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画の改定」が示され、令和１３年度に開設と明示していることを踏まえ、施策35「スポーツの振興」の施策内容では「整備します」と記載の上、期間内に開設してほしい。	御指摘のとおり、令和８年３月３０日に改訂した「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」では、スポーツ科学拠点施設の竣工について令和１３年度としています。 これを踏まえ、次期５か年計画大綱では、施策35「スポーツの振興」において、現行計画における主な取組名「～スポーツ科学拠点施設の設置検討・推進」を、「スポーツ科学拠点施設の整備」とし、事業の遂行をより明確に位置づけました。 一方で、施策内容の記載は、スポーツイベントの開催・支援、情報発信の強化等を含む一連の取組を並記した上で、総括として「～施設整備などに取り組みます。」としているものです。このため、特定の項目のみを断定的に言い切る表現とはせず、施策全体としての取組を示す文末表現として整理しています。	B
163	施策18「子育てしやすい環境づくり」の施策指標（KPI）では、「保育所等に従事する保育士数」は掲げられていますが、放課後児童クラブについても同様の指標が掲げられておらず、従事者の平均勤続年数など、従事者のモチベーションにまつわる実感をパーセントで示すことを提案する。	放課後児童クラブの具体的な運営体制や指導員（支援員）の配置・確保、個別の利用環境における質の確保や指標のあり方につきましては、児童福祉法等に基づき、市町村が実施主体として地域の実情に応じて主体的に取り組むべきものであると考え、県としては「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」等に基づく市町村への助言や支援を行っております。 施策18「子育てしやすい環境づくり」において就学後も全ての児童が安心してすごせるよう放課後児童クラブなどの充実に取り組む中で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
164	施策18「子育てしやすい環境づくり」の施策内容に下記の内容の追加を求める。 なお、放課後児童クラブは保護者の就労等により昼間家庭に保護者がいないこともあり、放課後や土曜日、夏休み等の学校長期休業日においても長時間の育成支援体制が必要です。 全国２位である待機児童を減らす取り組みとともに、環境整備として「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」で示す、一つの支援の単位あたり児童数は40人以下、１児童あたり1.65平米以上とすることが求められます。 また、運営の安定・維持・質の確保の基本となる支援員不足の解消、継続雇用が求められます。さらに、育成支援の質の確保として、資格者の養成・支援員の研修への参加とともに、こども家庭庁が示す「放課後児童クラブ運営指針」に即した実施が求められる。	地域別の保育や放課後児童クラブの需給見通しの策定および具体的な整備・質の確保につきましては、児童福祉法等に基づき、市町村が実施主体として地域の実情に応じて主体的に行うものであり、県は各市町村の計画的な整備を支援しております。施策18「子育てしやすい環境づくり」において放課後児童クラブの充実に取り組む中で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
165	施策４治水・治山対策の推進について、保安林については「整備」だけでなく「管理」についても明記し、保安林の現況把握、適切な維持管理、指定目的に沿った機能の確保等を含むことが分かる表現にしてほしい。	施策4「治水・治山対策の推進」における主な取組「治山施設・保安林の整備」では森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林について、森林法に基づく保安林の指定を推進するとともに、指定済みの保安林の適切な管理を行っております。	B
166	第１編「総論」の「時代の潮流」と「埼玉県の強み」における労働力の評価に矛盾があり、楽観的記述と危機感の不整合を改め、全体で一貫性のある記述にすべき。	時代の潮流では、今後生産年齢人口が急激に減少し、経済活動に悪影響を与えることを示しています。 埼玉県の強みでは、他県と比べて生産年齢人口が相対的に多いという事実を示しています。 将来的な人口減少は避けられませんが、他県より優位な県のポテンシャルを生かし、生産性の向上を図るとともに、女性や高齢者の労働参加を進めることで、本県の活力維持を図ります。	B

167	ジェンダー主流化は全施策に関わる分野横断的施策であるため、「将来像２」内の施策に限定せず、県の全政策に関わるものとして位置づけ、記述を改めるべき。	「ジェンダー主流化」は、御指摘の通り、人口減少や激甚化・頻発化する災害をはじめとする県のあらゆる課題に対応する上で、すべての施策の根底に据えるべき理念・手法であると認識しております。 そのため、全ての施策を貫く横断的な視点としての「基本姿勢」の１つとして「多様性の尊重と平等の実現」を掲げ、ジェンダー主流化の取組を推進していることを明示しております。	B
168	防災分野について、市町村の女性委員割合が全国平均以下であり女性委員不在の町村もあるため、数値目標を掲げて女性委員割合を増やす努力を行うべき。	施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」において、埼玉県男女共同参画基本計画の周知及び計画に基づく施策の推進に取り組むこととしております。防災分野に限らず、市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、県としても引続き、市町村の取組の支援や市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。	B
169	施策17「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる社会づくり」の主な取組「三世代同居や近居の促進」は、子育てを家族内に閉じ込める発想であり、他施策との整合性に欠けるため削除すべき。	施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」において、主な取組「三世代同居や近居の促進」は、子育て世代が親などと同居又は近くに住むことにより、身近に子育て支援が得やすくなり、子育て期の負担軽減につながる場合があるため、希望する人が選べるよう、支援の一つとして位置付けています。	B
170	施策26「人権の尊重」の「施策内容」に、地方公共団体も、すべての県民の人権保障を実現する立場にあることを明記すべきである	県では、「人権尊重社会をめざす県民運動」を実施するなど、全ての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向け、国、市町村、民間団体や県民の皆様と連携し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでいます。 施策26「人権の尊重」の施策内容においても、「全ての県民が互いの人権を尊重できる社会を目指します」と明記しており、御意見の趣旨は既に含まれているものと考えております。	B
171	施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」について、施策内容は人権保障を中心とすべきである。また、「埼玉県における男女共同参画社会の実現」を先に書き、その後に「女性の活躍推進」を続けるほうがよい。両者は別々の施策ではなく関連している。「女性の活躍推進」は、「男女共同参画社会」実現のための方策である。	施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」は、政策5「誰もが自分らしく生き、活躍する社会をつくる」を構成する取組の一つとして位置付けており、政策5で掲げる「全ての県民が互いに人権を尊重し、自分らしく暮らせる社会」を目指す方向性の下で推進するものです。 「女性の活躍推進」と「男女共同参画社会の形成」は相互に関連するものであり、女性がライフステージの変化に応じて多様な働き方を選択できるよう支援することは、男女が共に責任を担い、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現につながるものであるとの趣旨で記載しています。	B
172	施策28のジェンダー主流化について、単なる視点導入ではなく、庁内全施策の事業点検と域内自治体への展開を明示・特筆すべき。	全ての施策を貫く横断的な視点としての「基本姿勢」の１つとして「多様性の尊重と平等の実現」を掲げ、ジェンダー主流化の取組を推進していることを明示しております。 施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」の主な取組「ジェンダー主流化の推進」では、各課が事業の見直しや新たな企画等の際などに、ジェンダー主流化の視点による点検を適宜行っていけるよう事業点検の手法の定着を図るほか、ジェンダー主流化の取組を県内に広げるため、企業や団体、市町村等に対して、ジェンダー主流化を周知してまいります。	B
173	「ジェンダー主流化」の語義を、埼玉県男女共同参画課ウェブサイトの説明をそのまま採用すべき。	御意見を踏まえ、「ジェンダー主流化」についての用語解説を一部修正しました。	C
174	真の「多様性の尊重」とは、すべての学校を共学に画一化することではなく、別学という選択肢も含めた多様な教育環境が地域に残されていることだと考えるため、一部の「一律の共学化」を求める声のみを根拠に、歴史ある伝統校の体制を一方的に変更することは避けるべきである。	本計画大綱における高校のあり方や教育環境の整備につきましては、特定の学校の共学化を直接的に位置づけるものではございませんが、誰もが安心して個性や能力を伸ばせるよう、教育分野の各施策を着実に推進してまいります。 具体的には、施策21「確かな学力と自立する力の育成」における「個々の興味・関心等を踏まえたきめ細かな指導と主体的な学びの推進」、施策22「豊かな心と健やかな体の育成」における「規律ある態度や豊かな心の育成」、そして施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」における「時代の変化に対応した県立高校での多様な学びや選択肢の提供」など、一人ひとりのニーズに応じた質の高い学校教育の推進に努めてまいります。	D
175	猛暑による熱中症から子どもたちを守るとともに、災害時の避難環境を確保するため、全ての公立学校の一般教室及び体育館への空調設備の設置を最優先課題として計画に明記し、強力に推進することを求める。 また、停電時にも稼働できるLPガスやGHP式空調設備、移動式エアコンなどを積極的に導入すること。 全校への一斉整備が困難な場合は、避難所に指定されている学校や改修予定の学校を優先し、遅くとも令和13年度までに設置率100%を達成する具体的なロードマップを示すことを求めます。	施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」の主な取組「安全で快適な学習環境の整備・充実」において、令和１５年度までに全県立学校の体育館について空調設備の整備を完了することを目指して取り組んでまいります。 また、防災拠点校の体育館空調整備では、災害時のライフライン停止に備え、1つの学校でガス式と電気式、両方の空調機を設置しております。ガス式では、都市ガス配管の敷設状況など各学校の状況に応じて、都市ガス、又はLPガスを燃料として採用しております。	D
176	外国人児童の受入れに伴う負担を日本人児童や学校現場だけに負わせることなく、行政の責任で、外国人児童とその保護者に学校生活や交通などのルールを周知・指導する実効性のある対策を計画に明記することを求める。 具体的には、通学ルールが身に付くまでの保護者の同伴又は通学支援員による指導、就学前の親子向け初期オリエンテーションの実施、入学・転入時の地域ルールへの同意状況の確認などを要望します。また、教員や児童が対応を強いられないよう、外国人保護者への対応を担う通訳・指導員を拠点校に配置・派遣するとともに、その費用については外国人保護者にも一部負担を求めるべき。	日本語指導が必要な児童生徒への対応は、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、専門性の高い外部人材の活用等により指導体制を強化します。 また、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」に掲げる「学校における働き方改革の推進」等を通じて教職員の負担軽減を図り、安心して学べる教育環境を維持・整備してまいります。 地域における具体的な生活ルールの周知や日本語教室の運営は市町村が中心となって取り組んでおり、県は広域的な立場からこれを支援しています。具体的には、日本の生活に関する共通の基本事項をまとめた多言語の生活ガイドを作成するとともに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。	D

177	義務教育では、日本の子供たちが地域の文化や歴史を正しく学び、親しむことを最優先とし、外国人児童も共に学べる教育を行うことを求めます。具体的には、地域の祭りや伝統芸能、郷土の歴史を題材とした体験学習を充実させるとともに、教科書や副読本、外部講師による授業について、国内外の文化や宗教の取扱いに偏りがないか教育委員会が確認・指導することを要望します。また、外国人留学生の受入れ・支援だけでなく、県内の児童生徒が海外留学や語学研修に参加できるよう、経済的負担の軽減を含む支援制度を拡充することを求めます。	施策２１「確かな学力と自立する力の育成」において、「伝統と文化を尊重する教育の推進」に取り組み、我が国の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深めてまいります。また、郷土埼玉の偉人や歴史・風土などに関する教育の充実を図ってまいります。 施策３４「文化芸術の振興」において、県立博物館・美術館の展示や体験学習を通じて、郷土埼玉の歴史や民俗文化への理解を育みます。 施策３３「多文化共生と国際交流の推進」においてこどもや若者に対する海外留学など多様な国際交流体験支援や外国語教育の充実にに取り組むこととしております。	B
178	施策33「多文化共生と国際交流の推進」について、外国人住民の増加を見込む中、川口市・蕨市のクルド人問題に触れていないことについて疑問を感じる。	政策5「誰もが自分らしく生き、活躍する社会をつくる」において、誰もが互いに人権を尊重し、地域社会の一員として共に生きる社会の実現を目指すことを掲げています。このため、特定の地域や国籍・民族等に関する個別の事案を計画本文に記載するのではなく、県全体に共通する課題として施策を整理しています。 その上で、具体的な施策として施策33「多文化共生と国際交流の推進」を位置付けています。	E
179	南部地域施策において、クルド人問題への記載がない。多文化共生が難しいことから様々な問題が生じている中で、外国人人口の増加への対策を図るべきでは。	自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。	D
180	成人の外国人住民に地域の生活ルールの遵守と一定の日本語能力の習得を求める実効性のある施策を計画に盛り込むことを求めます。具体的には、転入時にごみ出し、騒音防止、医療機関や公共の場の利用方法などを学ぶ機会を設け、度重なる違反には行政指導等の是正措置を講じることを要望します。また、日本語や生活習慣に関する初期オリエンテーションの受講を公的支援の要件とする仕組みを整備するとともに、外国人を雇用する事業主等に対しても、生活ルールの指導やトラブルへの対応を求めるガイドラインを策定すべきとしています。	地域における具体的な生活ルールの周知や日本語教室の運営は市町村が中心となって取り組んでおり、県は広域的な立場からこれを支援しています。具体的には、日本の生活に関する共通の基本事項をまとめた多言語の生活ガイドを作成するとともに、施策33「多文化共生と国際交流の推進」に基づき、日本人住民と外国人住民の相互理解や協働の促進、外国人住民の日本文化への理解促進などに取り組んでまいります。 外国人労働者の雇用管理について、生活指導等は労働施策総合推進法に基づく国の指針により、事業主の責務と定められており、指導・監督権限は国にあります。 県としては、事業主に対し、法令遵守など適切な雇用に関する情報提供を行ってまいります。	B
181	「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するためには、日本人県民の出生率向上や県内定住促進、既存コミュニティの強化を最優先に据えてほしい。 施策指標に外国人関連の数値目標を設定する場合は、受け入れ上限や日本語能力・生活ルール遵守の厳格な条件、犯罪・トラブル発生時の迅速な対応体制を明確に盛り込むことを要望する。	県では、特定の国籍等に限定することなく、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指し、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会づくりや地域支援を生かした魅力向上、地域内外のつながり強化に取り組みます。 自治体には出入国に関する権限はなく、県としては、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底することを求めております。 県としましては、施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。 県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。	B
182	県内で相次ぐ窃盗事案や不審者情報を踏まえ、特に金属、太陽光発電施設、空調設備などの公共・民間インフラを狙った組織的な窃盗犯罪に対する防犯対策を大幅に強化し、実効性のある具体策を計画に盛り込むことを求める。 具体的には、太陽光発電施設や資材置場における防犯設備等の設置ガイドラインを策定するとともに、金属スクラップ事業者や金属ヤードへの立入調査、取引記録等の確認を徹底することを要望する。 また、夜間のインフラ施設周辺における警察のパトロールや不審車両等への対応を強化するほか、法令に違反する資材置場、金属ヤード、建築物等に対し、是正命令や行政代執行を含めて厳格に対処することを求めています。	県民の皆様が、安全で安心して暮らせる生活環境を実現するため、施策6「防犯対策の推進と捜査活動の強化」において複雑化・高度化する犯罪への対応として警察活動の基盤や捜査体制の強化を推進する中で、国籍にかかわらず、法令に基づき適切に捜査を行うとともに、国際化する犯罪への対応力や初動捜査の強化などに取り組んでまいります。 施策51の主な取組「金属スクラップなどの適正保管の推進」により、県条例に基づく屋外での金属スクラップ等の適正保管に向けた規制や立入指導を徹底してまいります。	D
183	飯能市や秩父地方など、山間部・自然豊かな地域において懸念されるクマなどの野生動物の出没・人身被害を防ぐため、個体数管理や生息域の調査、地域住民・観光客への迅速な情報提供体制など、一歩踏み込んだ鳥獣害対策の強化を計画に明記してほしい。	施策49「ネイチャーポジティブの推進」の施策指標において、指定管理鳥獣の推定個体数に「ツキノワグマ」の目標を追記します。 ツキノワグマに対する対策等については、今後「埼玉県第二種特定鳥獣管理計画」を策定する予定であり、本計画の中で具体的な検討を実施してまいります。 なお、イノシシ、ニホンジカについては「埼玉県第二種特定鳥獣管理計画」を策定しており、本計画に基づき個体数管理のほか、被害防除対策等を推進しております。 なお、いただいたご意見のうちシカなどの頭数管理の必要性につきましては、施策49の施策指標に「指定管理鳥獣の推定個体数（ニホンジカ・イノシシ）」を設定しております。	A
184	観光振興や一過性のイメージ戦略に過度な予算や人員を充てるのではなく、県民の衣食住の安定、安全及び雇用を最優先に位置付けることを求める。 具体的には、治水インフラの拡充・維持管理と防災拠点の強化、交通網を生かした物流・製造業の誘致による職住近接を推進すべき。 また、「日本で最も安全で、安心して働き、暮らせる県」という実利を追求・発信し、持続的な転入超過と県民の幸福度向上を最優先とすべき。	充実した交通ネットワーク、活力ある経済・市場規模、都市と自然が調和した暮らしやすさ及び多彩な地域資源を「埼玉県の強み」として位置付け、これらを生かして持続的な成長・発展につなげてまいります。 あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指した施策を展開することで県民のウェルビーイングを実現してまいります。具体的には、防災拠点となる公園等の整備、河川や下水道、砂防施設などの整備―、税収や雇用創出効果が高い企業や、成長産業分野の企業などの誘致を着実に進めます。また、多彩な地域資源を活かし、誰もが暮らしやすいと感じる魅力的なまちづくりを進めるとともに、本県の魅力や強みを戦略的に発信してまいります。	B

185	土地利用計画、防災計画、または産業・雇用振興計画について、強固な地盤を活かした都市整備や防災拠点の強化、ならびに近年激甚化する気象災害に対応する治水インフラの更なる拡充を進めるとともに、優れた交通アクセスのポテンシャルを活かし、物流・製造業をはじめとする企業のさらなる誘致を行い、県内で生活と仕事が完結する「職住近接」の環境を整えること。	今回の意見募集は、個別計画ではなく、県政運営の基本的な方向性を示す埼玉県5か年計画大綱を対象としています。 大綱では、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を目指した施策を展開することで県民のウェルビーイングを実現してまいります。	E
186	多文化や多様性の教育に偏るのではなく、社会の基盤である「家族を築き、次世代を育てること」の素晴らしさや重要性を子どもたちが肯定的に学べる教育・環境づくりを最優先にしてほしい。 具体的には、中学校や高校等のライフプランニング教育において、結婚・出産・子育てについて肯定的に学ぶ体験や交流の機会を設けることを要望します。また、県の教材や広報物では、特定の家族観や生活形態を否定的に扱わず、多様な選択肢の一つとして公平に取り上げるべきとしています。さらに、結婚や子育てを希望する県民に対し、経済的負担の軽減、安心できる住環境の確保、育児コミュニティの充実など、直接的で実効性のある支援を優先することを求めています。	施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」では、結婚、妊娠・出産及び子育てに関する個人の希望や選択を尊重しつつ、こどもを生み育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会を目指しています。 このため、結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供や結婚に伴う新生活への支援、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談対応、多子世帯の経済的負担の軽減、子育てしやすい住宅の普及促進、将来親となる世代を対象とした「親の学習」など、子育てへの理解を深める取組を推進してまいります。 また、施策17のKPIとして「プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数」を設定し、若い世代が男女ともに、将来の妊娠や出産を含めた健康及びライフプランについて正しい知識を身に付け、自らの希望に応じた選択ができるよう、市町村と連携して取組を進めてまいります。	B
187	埼玉県男女共同参画、少子化・子育て支援、または産業・雇用政策に関する計画については、家庭内で家事、育児、介護、地域活動を担う専業主婦・主夫についても、社会を支える重要な役割であり、個人の選択として尊重されるべき。 ついては、次の視点をもった政策の推進を求める。 専業主婦の家庭であっても、孤立せず安心して育児や家事に専念できる環境づくり（一時預かりサービスの利用制限緩和や、地域コミュニティでの相談支援など）の強化する。併せて、県の男女共同参画やキャリア教育の場では、働くことだけを目標とせず、家庭を中心とする生き方も重要な選択肢として肯定的に普及啓発すること。	今回の意見募集は、個別計画ではなく、県政運営の基本的な方向性を示す埼玉県5か年計画大綱を対象としています。 いただいた御意見については、施策17「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」や施策18「子育てしやすい環境づくり」、施策28「女性の活躍推進と男女共同参画の推進」において参考とさせていただきます。	E
188	施策40　観光の振興について、他の施策と比較すると明確なターゲット設定が不足しているように感じる。県内の観光地はそれぞれ特徴や役割が異なるため、一律に扱うのではなく、県を代表する観光拠点である川越市や秩父地域などと、それ以外の地域では役割を分けて施策を展開するべき。特に川越市については、観光都市としてだけではなく、既に存在する都市拠点としての機能をさらに高める視点が必要だと考える。	埼玉県5か年計画は、県政運営の基礎となる総合計画として、県全体に共通する施策の基本的な方向性を示すものです。このため、施策40「観光の振興」では、特定の観光地ごとに対象や役割を区分するのではなく、多彩な地域資源を生かした観光振興の方向性を示しています。 一方、地域別施策では、川越比企地域や秩父地域を含む10地域ごとに、それぞれの特性や課題を整理しています。いただいた御意見については、今後、地域ごとの観光資源や役割を踏まえた取組を検討・実施する際の参考とさせていただきます。 また、川越市を含む各地域の都市機能については、観光振興に加え、まちづくりや公共交通などの関連施策を総合的に推進する中で、その向上を図ってまいります。	C
189	施策45「住み続けられるまちづくり」及び施策46「埼玉の価値を高める交通網の充実」について、県全体の経済成長と県内における人・企業・消費の循環を促進するため、各都市の役割や県全体への波及効果を踏まえた施策を進めるべきである。特に、大宮と川越市を県経済を牽引する重要な拠点として位置付け、重点的に投資すべきである。また、交通整備への県費投入に当たっては、特定地域の利便性向上だけでなく、県全体の経済成長や人流・交流の拡大につながるかという観点から、その効果を検討すべきである。	人口規模だけでなく、各都市の役割や県全体への波及効果を踏まえるべきとの視点については、施策45「住み続けられるまちづくり」、施策46「埼玉の価値を高める公共交通網の充実」を実施する中で、御意見を参考とさせていただきます。	C
190	地域区分を地域単位から各自治体の役割に基づいて見直すべき。	人口減少・超少子高齢化など時代の転換期における2つの歴史的課題に直面している本県においては、各地域の市町村などと連携し、産業、自然、文化など特徴的な資源を生かし、創意工夫して個性豊かで多彩な地域づくりに取り組むことが重要であるとの考えから、地域別施策として示したものです。 10地域区分につきましては「①日常生活圏のまとまり」「②鉄道・道路の交通軸」「③行政機関のまとまり」の3つの観点から区分したものであり、市町村などと連携した地域づくりを推進するための単位となっております。	D
191	施策において、障害のある児童生徒や多文化的な背景を持つ児童生徒などへの支援を進める際には、全ての児童生徒の教育の質と安全を確保する必要がある。教職員や支援員の不足により、児童生徒が他の児童生徒の支援や安全管理を担うことがないよう、専門の支援員等を確実に配置し、大人が責任を負う体制を整備すべきである。 また、個別の支援を必要とする児童生徒への対応と併せて、他の児童生徒への学習指導や相談・ケアが十分に行われるよう、学校全体の指導体制を充実させるべきである。さらに、生命に直接的な危険が想定される学校活動については、児童生徒の安全を最優先とし、校長や学校が実施を拒否又は中止できる権限をガイドライン等に明記すべきである。	全ての児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備に取り組みます。 また、施策21「確かな学力と自立する力の育成」において、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践するとともに、施策23「質の高い学校教育の推進と私学教育の振興」において、教員の確保・育成や学校における危機管理体制の整備・充実などに取り組みます。これらの施策を実施する中で、御意見を参考とさせていただきます。	C
192	県および自治体は、特に「山林・急傾斜地」への太陽光パネル設置を原則禁止、または極めて厳格に制限する法規制や条例を速やかに明記・強化することを強く求めます。	太陽光発電については急速な普及拡大に伴い、様々な懸念が生じたことから、不適切な事業に対しては厳格に対応する「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が国から示され、関係法令の規制強化が進められています。 県としては、パッケージに示された施策の速やかかつ確実な実施を国に引き続き要望するとともに、施策47「カーボンニュートラルの推進」の主な取組「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」において、地域との共生が図られた太陽光発電施設の導入が促進されるよう取組を進めてまいります。	D

193	施策33について、外国人住民増加の影響についての客観的な検証・公表、地域住民の治安・生活環境不安を把握して施策に反映、外国人住民に対する地域の生活ルールや法令を遵守することの周知を徹底及びトラブル等を未然に防ぐための対策を盛り込むことを求める。 また、施策33に「人口減少対策の基本は、日本人県民が安心して暮らし、将来世代を育てられる環境づくりである」ことを明記し、修正することを要望する。	施策33「多文化共生と国際交流の推進」において、日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進や外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進に取り組んでまいります。 政策４「こどもまんなか社会を実現する」の施策においては、施策の対象を特定の国籍に限定することなく、全てのこども・若者が、それぞれの置かれた状況に応じて必要な支援を受け、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指しています。 また、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会を目指し、施策１７「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり」において、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に取り組んでまいります。	D
194	デジタル化推進に賛成し、各市の取組格差を解消し、県全体での一定水準の底上げを求める。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の主な取組「市町村におけるDXの取組支援」として、以下に取り組みます。 まず、県が確保したDXの専門人材を市町村へ派遣し、専門知見が不足する自治体を直接支援します。さらに、県・全市町村が参加する会議体を通じて共同研修やセミナーを実施し、市町村職員の人材育成と底上げを図ってまいります。	B
195	埼玉県の産業振興・観光に注力し、円安とインバウンド増加のチャンスを活かすべき。	施策40「観光の振興」において、国内外からの誘客や消費の拡大による地域経済の活性化を強力に推進してまいります。 具体的には、「外国人観光客の来訪促進」や「外国人観光客の受入体制の整備」を進めるとともに、東京近郊という立地優位性を活かした「戦略的な広報による埼玉の魅力発信」や「歴史・文化・自然などの地域の観光コンテンツを活用した誘客の促進」に取り組みます。 さらに、魅力ある県産品の認知度向上や販路拡大、観光地域づくり法人（DMO）等との連携強化を図ることで、県への来訪と消費を一体的に促進してまいります。	B
196	政策８について、高齢者がコンパクトなライフスタイルを選択できるよう、コンパクトシティ化についての言及を求める。	施策45「住み続けられるまちづくり」において、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりを推進しております。 その中で、核となるのが「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」です。県が目指す姿は、必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築する「コンパクト」のみならず、新たな技術の活用などによる先進的な共助を実現する「スマート」、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域を形成する「レジリエント」の3つの要素を兼ね備え、高齢者をはじめ誰もが暮らし続けられる持続可能なまちづくりであり、市町村や民間企業などと連携して着実に進めています。	B
197	OpenAI等による急速なAI発展への県の対策が十分であるか懸念される。	施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」では、生成AIなどのデジタル技術を活用した県行政の効率化を進める一方、「県民の重要な情報資産の保全」や「インターネット上の違法、有害情報対策の実施」を主な取組に位置付けています。 今後も、デジタル技術の進展や新たなリスクを的確に把握し、必要な対策を講じながら、安全性と信頼性を確保した適切な利用を推進してまいります。	B
198	施策37について、「しごと」が「ひと」と「まち」を形成する根幹であるため、民間連携のもと確実な推進を求める。	総論「計画を着実に実行する仕組み」において、「様々な主体との協働」を掲げております。産・官・学・金・労といった多様なステークホルダーとの連携を強化し、民間事業者の皆様が持つノウハウや優れた資源を最大限に活かすことで、より質の高いサービスの実現を図ってまいります。	B
199	計画全体の「障害者」表記を、県民一体の機運醸成に向け「障がい者」に統一すべき。	国の法律（障害者基本法など）や公的な基準においては、現在も一貫して「障害者」の漢字表記が用いられています。自治体独自の表記変更は、公文書や法令との整合性を欠き、県民の皆様に分かりにくさや混乱を招く恐れがあるため、国の動向を注視しつつ、基本的には漢字表記を維持しております。	D
200	本計画について金融機関として我々に課せられた役割等を認識して今後の取組に活かしていきたい。	本計画の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。	E
201	以下の分野について、県の方向性に同意し、金融機関もさらに役割を発揮できると考えている。 ①介護・医療 ②こども・教育 ③人材活躍・多様性 ④地域づくり ⑤産業・成長分野	本計画の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。	E
202	埼玉県の５か年計画について賛成致します。自分自身も埼玉県に在住しており、「日本一暮らしやすい埼玉」に向けた具体的な計画となっていると思います。	本計画の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。	E
203	政策２について、将来的に夏40℃超が見込まれる超温暖化社会への対策施策の追加・言及を求める。	県では、温暖化に伴う猛暑への対策として、施策11「生涯を通じた健康の確保」において「熱中症予防対策の推進」や、施策47「カーボンニュートラルの推進」において「気候変動への適応策の推進」を掲げ、取組を進めております。 今後の更なる温暖化や夏の深刻な暑さを見据え、各事業の実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
204	政策７について、取り組みの更なる進展を希望する。	県では、生産年齢人口が減少する中にあっても経済の持続的な成長を実現するため、施策37「イノベーションの創出促進と企業誘致の推進」を掲げ、新たな価値を生み出す取り組みを強力に推進しています。 イノベーション創出の拠点である「渋沢MIX」を活用し、起業家や全国の企業、各種団体等をつなぐビジネスマッチングを積極的に進めるほか、高度人材の育成、スタートアップの創業・成長支援に取り組んでまいります。	B
205	「ウェルビーイング」の定義・補足説明の追加を求める。	用語解説にて説明させていただいております。	B
206	政策７のスタートアップ・農業支援について、大学や金融を巻き込んだ包括的支援の言及を求める。	県では、計画の総論「計画を着実に実行する仕組み」に掲げる「様々な主体との協働」に基づき、産・官・学・金・労といった多様なステークホルダーとの連携強化を図ってまいります。政策7「持続的で生産性の高い地域経済を実現する」において、スタートアップの成長支援や農業の生産性向上といった地域経済の活性化に取り組むに当たっては、こうした緊密な連携を前提としながら推進してまいります。	C

207	（施策36）「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」に賛成する	本計画の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。	E
208	施策18について、共働きが当たり前になっている現代において、こどもの居場所の充実、フードパントリーの充実、共働きで親が不在の子を対象にしたイベント等を季節ごとにグラデーションをつけて整備してほしい。	県では、施策18「子育てしやすい環境づくり」において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実」や「こどもの居場所づくり活動などに対する支援」を主な取り組みに掲げ、共働き世帯等の多様なニーズに対応できる体制整備を進めております。 長期休業期間中における「こどもの居場所」のさらなる充実や、フードパントリー、民間イベント等の効果的な活用・整備など、今後の具体的な事業の実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
209	地域ごとの実情に応じた施策展開に加え、地域金融機関や自治体、事業者の連携等の具体的な事例を継続的に発信してほしい。	本計画は、中長期的な視点から県の目指すべき将来像や施策の方向性を示す、県政運営の基礎となる計画として策定しているものです。そのため、特定の事業における地域金融機関や自治体、事業者との連携といった個別具体的な事例の継続的な発信等については、本計画の役割とは異なるものと考えております。 なお、計画に掲げた各施策の実施にあたっては、関係主体との連携や具体的な進捗状況、優れた取り組み事例などについて、必要に応じて県民の皆様に分かりやすくお届けできるよう努めてまいります。	D
210	施策41・42について、農地の利用率改善（耕作放棄地の減少率）や農地集約率（市街化調整区域の農地を含む）の向上も指標に追加して欲しい。	施策41「農業の担い手育成と生産基盤の強化」のKPI「担い手への農地集積率」指標は、都市計画法上の線引き区域・非線引き区域の別や、市街化調整区域の内外を問わず、農業振興地域を有する市町村において担い手が利用している耕地を対象としており、農地集積の進捗を評価する上で適当な数値として選定しています。 一方で、農地の集約化を示す指標は、現在、国全体で統一的な基準が確立されておらず指標として設定できない状況です。そのため、施策指標の見直しは行いませんが、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。 なお、耕作放棄地（遊休農地）の発生防止や解消につきましては、同じく施策41の主な取組「遊休農地の発生防止、解消・活用」に位置づけて取り組んでまいります。	B
211	施策18について、放課後児童クラブの待機児童数はワースト２位であり、預かり時間延長を含めた量と質の充実により、共働き家庭の就業支援と「子育てしたい県」実現を求める。	放課後児童クラブに関する具体的な「量」や「質」の確保につきましては、児童福祉法等に基づき、市町村が実施主体として地域の実情に応じて主体的に行うものであり、県は各市町村の計画的な整備を支援しております。施策18「子育てしやすい環境づくり」において放課後児童クラブの充実に取り組む中で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
212	施策36「DXの推進」において、行政手続きのオンライン利用率は、紙ベースの受付に比して県民、行政双方にとって生産性向上が図れるものであり、県の行政手続きのみならず、県で培った知見を取り組みの遅い市町村に対しても支援、推進を図るように取り組んで欲しい。	県では、施策36「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の主な取組「市町村におけるDXの取組支援」として、以下に取り組みます。 まず、県が確保したDXの専門人材を市町村へ派遣し、専門知見が不足する自治体を直接支援します。さらに、県・全市町村が参加する会議体を通じて共同研修やセミナーを実施し、市町村職員の人材育成と底上げを図ってまいります。	B
213	耕作が放棄されているような農地については、産業団地用地として経済活性化の源泉となるよう国に建設的な協議を働きかけて継続的に開発して欲しい。また、近年の建築費の高騰により、より土地代の安い県へ流れてしまう可能性が出てきており、補助金制度の充実も検討してほしい。	高速道路IC周辺などの交通利便性の高いエリアにおける効率的な用地開発や、国をはじめ関係機関との協議のあり方、ならびに立地支援策の検討など、今後の具体的な事業の実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
214	施策40について、日帰りに比して消費額が大きい宿泊需要を増やすような取り組みを強化するほか、観光消費額のKPIは物価高も踏まえて、引き上げて設定をしてほしい。	観光による地域経済への波及効果を高めるため、施策40「観光の振興」に掲げる、歴史・文化・自然などの地域の観光コンテンツを活用した誘客の促進や外国人観光客の来訪促進、県産品の認知度向上と販路拡大などの取組を総合的に推進し、宿泊客の増加と観光消費額の向上を図ってまいります。 また、KPIである「観光客1人当たりの観光消費額」については、現状値を上回る目標値を設定しており、その達成に向けて取組を進めてまいります。	B
215	施策15について、県内に医学部が少ないのが要因のひとつでもあり、医学部キャンパス誘致を進め、卒業生が県内で医療に従事する場合は奨学金を優遇するなどして医師確保に努めて欲しい。	県では、将来、医師として県の地域医療に貢献する意思を持つ県出身の医学生や指定大学の医学生に対し、「埼玉県医師育成奨学金（地域枠医学生奨学金）」を貸与しています。この制度では、大学卒業後、一定期間、県が指定する医療機関等に勤務した場合に返還を免除することにより、県内における医師の安定的な確保を図っています。 医学部キャンパスの誘致に関する御意見については、今後の医師確保策を検討する際の参考とさせていただきます。引き続き、医師育成奨学金をはじめとする各種のキャリア形成支援を着実に推進し、県内の医師確保と医療提供体制の充実に努めてまいります。	C
216	施策1について、備蓄体制や救援物資で連携する他の都道府県との連携、避難所となる施設への冷暖房配備、避難所運営指針の整備など準備を強化しておいて欲しい。	避難所の設置・運営や物資の備蓄、避難所への冷暖房配備や運営指針の策定などにつきましては、法律上、地域住民の皆様に最も身近な行政主体である「市町村」が主体となって担うこととされています。 広域自治体である県は、こうした市町村の取り組みを総合的に支援する役割を担っております。施策1「危機管理・防災体制の強化」のもと、他の都道府県等との「広域応援協定」の締結を進めるとともに、救援物資等の受入れや仕分け・搬送の拠点となる県内各地の「防災基地」の機能強化に注力し、災害時にも迅速・確実に物資を供給できる体制を整えています。また、避難所の良好な生活環境の確保に向け、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を作成するなど、市町村への技術的な支援を行っております。	E
217	発達障害や知的障害のある児童生徒について、特別支援学校や特別支援学級への分離が進み、特別支援学校の教室不足にもつながっていることから、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、特別支援学校の学習環境だけでなく、通常の学校における支援体制も充実させるべきである。 また、教育分野においてもEBPMを推進し、既に有効性が示されている教育方法を計画に具体的に位置付けるなど、施策目標の達成に向けた方法を明確にすべきである。	県では、施策20「様々な配慮を要するこども・若者への支援」において、「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」や「特別支援学校の学習環境の整備・充実」を主な取り組みに掲げ、障害のある児童生徒がそれぞれのニーズに応じた適切な教育を受けられる環境づくりを進めております。 特別支援学校の教室不足への対応や通常学校における多層支援・社会モデル等の視点、さらには具体的な支援効果を高めるためのエビデンスに基づいた指導方法の活用など、今後の具体的な事業の実施に当たりましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
218	知的障害特別支援学校の教員が行動問題対応によるメンタルヘルス悪化に直面する中、支援方法論は確立されているものの実装体制が不十分であり、国立の施設である秩父学園と教育委員会が連携した体系的な研修・研究体制の構築を求めます。	県立特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状態や特性、発達段階等に応じ、スクールカウンセラー、言語聴覚士、臨床心理士などの外部専門家を活用するとともに、福祉、医療等の関係機関と連携し、生徒指導体制の充実や指導・支援方法の向上に取り組んでいます。 いただいた御意見については、教員の専門性の向上と支援体制の充実に向けた取組を検討する際の参考とさせていただきます。	C